HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	"Landständische Verfassung" 考 (中) : 身分制の歴史理論的把握のために
Author(s)	成瀬, 治
Citation	北海道大學文學部紀要, 14(3), 87-150
Issue Date	1966-03-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33307
Type	bulletin (article)
File Information	14(3)_PR89-150.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

„Landständische Verfassung“ 考（中）

——身分制の歴史理論的把握のために——

成瀬治

„Landständische Verfassung“ 考（中）

——身分制の歴史理論的把握のために——

成瀬治

序　論
一、„Ständischer Dualismus“ をめぐる諸問題
二、身分的自由の本質（以上十三ノ一号）
三、Landesverfassung とその変容（本号）
四、「絶対主義」の国制的性格
結　論

北大文学部紀要

三、Landesverfassung とその変容

——身分制国家の成立条件——

〔一〕 方法上の出発点

第一章に於てわれわれは「身分制国家」ないし「近代的国家の初期形態」と呼ばれる国制の徴標としての「二元的構成」Dualismus の問題をとりあげ、その「二元性」の歴史的意味づけをめぐるW・ネフとF・ハルトゥングとの対立せる見解を紹介しながら、その背後に近世ドイツのテリトリアールシュタートの形成要因に関するギールケとベロウのポレミークを透視した。だがそれと同時にわれわれは、一見尖鋭に対立する両者の学説も、「二元主義」の „staatsrechtlich“ な把握に関するかぎり、十九世紀ドイツの立憲君主制への Orientierung という共通の土台を有っていること、且つその場合「国家」・「社会」という対立概念の適用が、方法論的に見てすこぶる problematisch であることを指摘した。第二章では、かかる方法論上の問題の所在を「身分的自由」との関連において一層あきらかにするため、ヒンツェが既に洞察した「身分制」と「家産制」との内面的なつながりに注目し、「身分議会制」の成立条件をなしつつも更にそれより広い外延をもつ、一個の歴史的範疇としての „Landständische Verfassung“ の構成要因が、前近代的な Eigentum の中に見出しうるであろうことを一応想定しておいた。そこでいうところの「前近代的な Eigentum」こそは、「身分的自由」の裏面をなす「身分的支配」、すなわち「物に対する私的支配」の意味での近代的所有権とは異るところの、„Ständische Herrschaft“ にほかならない。だがその場合、「身分的自由」の主体たる Stände は、単なる「身分」一般ではなく、Landesherr に対する Landstände（史料の上ではしばしば

Landschaft) という形で歴史的に現われる。そこで、かかるものとしての „Ständische Herrschaft“ を国制史的に位置づけんがためには、われわれは更に一歩を進めて、„Land“ とは本来いかなるものか、„Landes=Verfassung“ の内部で „Ständische Herrschaft“ はどのような場所を占めるのかを問わねばならない。それと同時にまた、われわれの考察が statisch な構造論に陥らないためには、政治的なディナミークの中で、このような Verfassung またそれとの連関における Herrschaft がどのように変容するかをも検討しなければならない。本稿の副題に掲げた「身分制の歴史理論的把握」という課題は、かくて始めてその解決のいとぐちを見出しうるであろう。

ただ念のために言えば、すでに序論でも断っておいた通り、われわれの当面の意図は、あくまで一個の「作業仮説」の提示にとどまる。しかもそのさい、何らか一般理論的な「要請」がそこに働いていることを、十分に自覚しているつもりである。すなわち、直接の対象はドイツの „Landständische Verfassung“ に限定していながら、そこで本質的と考えられる諸々の要因を抽出することを通じて、ひろくヨーロッパにおける「中世」から「近世」への国制史的発展の基本線を理解するための、新しい展望を開こうと敢て意図しているのである。これはたしかに冒険的な企てであろう。すでに当面の対象たるドイツだけについて見ても、ハルトゥングが十分な根拠を以て指摘した如く、„Landständische Verfassung“ は、領邦(ラント)ごとに種々様々な姿を示し、比較考察による一般化を頗る困難にしている以上、[1] ましてドイツ以外のヨーロッパ諸国の「身分制」をも含めて、そこに一般的な「歴史理論」を構築するなどということは、そもそも不可能だといわれるかも知れない。しかしながら、本稿でわれわれが「身分制」Ständewesen を問題にする場合、それは決して狭い意味での制度史的概念ではなく、身分制議会の morphologisch な現象形態を考えているのでもない。制度や形態は国により多種多様であろう。さらにいえば、諸々の「身分」の政治的な行動様

式も、時と処によってさまざまであり得よう。けれども、もしわれわれがヨーロッパの「近代社会」について、あるいは「近代国家」について何らか一般的な観念をいだき得るとするならば、而してその背後に、「多様の統一」としての「ヨーロッパ的なもの」[2]を想定し得るとするならば、「前近代」的なヨーロッパの社会的特性——もとよりこの場合、上記の理由から、「社会」は「国家」との対立における概念ではなく、権力の契機をも内包した人的構成体の意味である——を一般的なかたちで問題にすることも、やはり可能なのではあるまいか。かつてヒンツェが、ウェーバーの影響の下に、「代議制度の世界史的諸條件」を問い、[3]またヨーロッパ諸地域における身分議会制の比較史的考察の可能性を無条件に肯定したのは、[4]まさにそのような問題意識に於てであった。そして、マルク・ブロックによる「比較史的方法」の提唱にこたえて誕生した「身分制議会史のための国際委員会」[5]は、各国の研究者から提出された多様なる歴史像にもかかわらず、なおそれらに共通な発展の基本線の追求を断念することなく、かえって「一般理論」に大きな関心を払っているのである。[6]こうした事実は、いわゆる「近代ヨーロッパ的」意識をどううけとめるかの問題とは一応別個に、「身分制」に関するわれわれの課題設定を側面から弁証するものではなかろうか。

さて本題に立ち戻ろう。第一章でとりあげた身分制国家の「二元的構成」の問題に関して、国際歴史学会の第十回大会（一九五五）における「身分制議会史のための国際委員会」の中間報告の中で、アントニオ・マロンジウは[7]次のように述べている。「シュテンデ、および領邦の政治的形成過程においてそれが当該ランデスヘルと共に占めたdualistic position に関して、オットー・ブルンナーは……久しく論議されてきたこの問題に最終的な決着を与えた」[8]と。オットー・ブルンナーが、いわゆる中世国家論の分野で、ドイツ中世の Land に就ての新しい理解に基づき、基本的に重要なテーゼを立てた歴史家であることは今更いうまでもないが、いま „Landständische Verfassung“ の

考察にとって、彼の研究はどのような意味をもつであろうか。ブルンナーの主著『ラントとヘルシャフト』[9]は、たしかにラントシュテンデそのものを直接の研究対象としてはいない。しかしながら、彼がヘルシャフトの組織的な中核を広義の家（Haus）に求め、且つその本質的機能を「守護」（Schutz）として把えたことは、[10]ラントをば「旧き慣習」としての「ラント法」（Landrecht）によって統合された人的共同体（Gemeinschaft）と理解したこと[11]と並んで、ラントシュテンデの国制史的（ないしは「社会史」的）考察に対する、重大な帰結をともなわずにはいなかった。そのことは、同書第五章、とくにその第三節におけるラントシュテンデ論[12]からもうかがわれるが、第二次大戦後に彼が発表した諸論文[13]においてますます明確に見出し得る。『ラントとヘルシャフト』に示されたブルンナーのラント概念は、彼が実証的拠りどころとしたオーストリア領の諸ラントの国制状態を不当に一般化したものとして、つとにミッタイスの批判をうけたし、[14]後にも触れる通り近時ハルトゥングやヘルビックからも異議を唱えられている。また、わが国の西洋史学界では、同書の基本的な歴史観がナチス的であるとの批判も加えられた。[15]しかし、ブルンナーの歴史観が近時にいたってなお「保守主義的」との批判[16]を浴びなければならぬにせよ、われわれの当面の課題たる „Landständische Verfassung“ の歴史理論的考察の方法論に関するかぎり、中世ドイツの「ラント」と「ヘルシャフト」の実態に就ての彼の見解が、決定的に重要な意義をもっていることは疑いないのである。因に、ラント概念の「一般化」に関していうならば、むしろわれわれはこれをポジティヴに評価したい。直接には、或は殆んどもっぱら、オーストリアの史料に依拠しているにせよ、ブルンナーの本来の意図はやはり一般的な「中世的国家」（あるいは「前近代的社会」といってもよい）の歴史理論の構築にあったと見るべきであり、[17]またそう見るのが誤りでないことは、戦後に彼が発表した諸論攷に於て、この基本的なモデル概念がひろく西欧諸国の「前近代的」な社会ないし国制状態の分析に

まで大胆に適用されている事実からも証明されるであろう。この意味で彼のラント概念は、それに対する個別的な反証にもかかわらず、雑多な歴史現象を学問的に分析するための、有効な発見的（heuristisch）概念装置としてうけとり得、またうけとるべきものである。

以上のような視角から、われわれは以下において、ブルンナーの研究に依拠しつつ、[18]中世末期の„Landesverfassung“の実態およびその歴史的変容過程を、ラントシュテンデとの連関で一般的に考察してみたい。そのさい、当面の課題に即して、第一章で摘出された「二元的構成」の問題が、おのずから考察の出発点となる。

〔二〕 中世的法観念と Landesverfassung

ブルンナーは「二元主義的」な身分制国家を特徴づけるユニークな「契約的性格」Vertragscharakter を指摘しながらも、もしひとがこのような契約的性格のみに目を奪われて、ランデスヘルとラントシュテンデとを「二つの、ばらばらの権利主体」として並置するならば、それは全く誤っている、という。[19] また他の箇所では、「国王とシュテンデとは相俟って、神の代りに、いと高き王者の権威を代表する」というスウェーデン王グスタフ・アドルフの言葉を引用しつつ、これは君主とシュテンデとが両者の上に立つひとつの「秩序」（Ordnung）に結びつけられていることを示すもので、同様のことはドイツのラントに於ても見られると述べたのち、次のようにいう。「ランデスヘルシャフトとラントシュテンデとは、政治的な意味でのラントを前提とし、両者はラントの本質からしてのみ理解される。しばしば云われる両者の „Dualismus“ は、ただラントの Verfassung の枠内でのみ存在しうるものなのである」[20]と。

ここで言われていることの意味を理解するためには、当然、ブルンナーが「ラント」を如何なるものとして考えて

いるかを問わねばならない。この基本的な点について彼は、バイエルン＝オーストリア法域に属する諸々のラントの実態を個別的に展望した上で、ほぼ次のように総括している。ラントは、一定のラント法（Landrecht）によって統合された法＝平和共同体（Rechts-und Friedensgemeinschaft）である。[21] それは決して単に一個の「ランデスホーハイト領域」（Landeshoheitsgebiet）ではない。つまり或る帝国直属の支配者の手に統括された諸領域・諸権利の複合体として、彼のヘルシャフト（dominium）を通じてのみ統合されているようなものではない。[22] それは、そこに於てラント法が行われるところの裁判区域（Gerichtsbezirk）であり、その裁判共同体（Gerichtsgemeinde――これがLandleute ないし Landvolk である）はラント共同体（Landesgemeinde）つまり Landschaft である。[23] この意味での諸々のラントは、ひとりの支配者（Herr）を有つことがありうるが、しかし必ず有たねばならぬということはない。[24] ところで、かかる Herr の支配権つまりランデスヘルシャフトは、ラント法上の裁判権から形成されたものではない。「ラント法上の裁判権はラントをつくるのであって、ランデスヘシャフトをつくるのではない。」ランデスヘルシャフトが成立するためには、„judex terrae“ が „dominus terrae“ に転化すること、つまり彼とラントシャフトとの間に「支配関係」（Herrschaftsverhältnis）が存在することが必要である。[25] そしてそのことは国王が帝国を構成する Stammesländer のラント法的な支配者であることをやめ、王権がレーン法的ヘルシャフトへと後退したときにはじめて可能であった。[26] しかし、ともあれ、ラントは「主権的」なランデスヘルの支配領域といったものではない。「ランデスヘルとランデスゲマインデとが相俟ってラントを形づくる」のであり、ラント法は「両者に対して拘束力をもつ。」これが基本的に重要な点である。[27]

いまこの事態を身分制国家の「二元性」との連関において言いなおせば、次のように表現される。ラント法は Fürst

と Landvolk との上に立つ Ordnung と見なされ、このラント法の中にランデスヘルの諸権利（„Herrlickeiten“ „Oberkeiten“）もラントシュテンデの諸権利（„Freiheiten“ „Privilegien“）も、ひとしく根ざしていた。両者のいずれもが „Landrecht“ であり、これの保全・尊重の中にラントの存立は根拠づけられる。

ランデスヘルの義務は Land, Landrecht ないし Landfriede を守護する（schützen）ことであり、ラントシュテンデの義務は、そのさいヘルに助言と援助を与える（raten und helfen）ことである。ここにランデスヘルとラントロイテとの「基本的関係」が存した。[28]

では、このような意味でラントの統一性を支えている「ラント法」とは如何なるものなのであろうか。ブルンナーはいう、「ラント法は、それに服しそれを行使する人々にとって、良き古き法（gutes, altes Recht）良き慣習（gute Gewohnheit）正義そのもの（Gerechtigkeit schlechthin）」であった、と。[29] この規定は、あまりにも漠然としており、形式的に過ぎるように思われるかも知れない。しかし実はこの点にこそ「中世的世界」についての彼の「理論」にとって最も重要な認識が示されているのである。十九世紀的な「国家」と「社会」の対概念を中世の国制状態の把握に際してそのまま適用することを批判した[30]ブルンナーは、ラントをば「ランデスホーハイトの領域」と理解しないことにまさしく対応して、「中世の法観念」についての、次のような一般論を提出した。すなわち、中世の史料に現われる法思想にとっては、「法」（Recht）と「正義」（Gerechtigkeit）――「正義」は「神」とも表現される――とは同一のものであった。そして「正義」は法の理念でもあり、客観的な法規範でもあり、また個々人の主観的な権利の要求でもあった。ここでは「理念的（ideal）な法と実証的（positiv）な法とが合一している」のである。[31] かかる法観念の決定的な徴標は、その時々に効力をもつポジティフな法が、永遠で神聖な秩序ないし正義と等置されること、「主観的」

な権利が正義一般と同一視されることに求められる。[32] したがって、現存の権利秩序に対する侵害は神ないし正義＝法一般に対する違背と意識され、またまさにこの意味でその時々に効力をもつ（と意識された）法＝権利はすべて「古き」法＝権利でなければならなかった。成文法に対する慣習法の優位はここに由来する。但しその場合、慣習それ自体が法なのではなく、法共同体のその時々の正義感情に合致した「良き」慣習のみが法でありえた。[33]「良き慣習」の名で呼ばれる主観的な権利の総体が、中世的な意味における客観的な法秩序である。そこでは、個々人の主観的な権利に対して加えられるいかなる侵害も、同時に法秩序の侵害と見なされ、個々の権利主体による「抵抗」の権利を根拠づけた。[34]

ところで、支配者に対する「合法的な抵抗」が如何にして可能であったかを問うとき、われわれはすでに中世的法思想の範囲をこえた、「中世的世界の内的構成全体」（ブルンナー）の特質に直面しているのである。「中世的な Verfassung」の特質といいかえてもよい。[35] そのような Verfassung の特質は、あるいは「君主主権の欠如」と表現され、あるいは「法の至上性」とも表現されるものに外ならない。[36] 中世の君主（ヘル）の行為や命令は、その合法的について、関係者の何人によっても異議を唱えられることがあり得たばかりでなく、教会もまた彼の行為の合法性を吟味する権能を有っていた。その意味では、「主権の不在」は「法＝正義」観念の相対性、つまり聖俗いずれの分野においても「法＝正義」を判定し、これを「国民」に強制しうるような „Instanz“ が欠けていたことに、その原因を求めうるともいえようが、[37] より本質的には、結局、中世の「国家」には、一切の「公的権利」が主権から導き出されるという近代国家生活の大前提が存在しなかったこと、そこでは「公的権利」が恰かも「私的権利」であるかの如く扱われたことに帰因すると考えるべきであろう。フリッツ・ケルンは「中世的な憲法思想」の決定的構成要素を「一切の（主観的

な）権利が（客観的な）法と一体であり、これと分かちがたく結びついていること」に求め、とりわけ、そこには「いかなる特別の国法（Staatsrecht）も、国法と私法とのいかなる区別も存在しない」という点に注意をうながした。[38] また彼は同一の事態を次のようにも言い表わしている。すなわち中世的な Verfassung のもとにおいては「あらゆる個別的な Volksgenosse の財産権（Vermögensrechte）は絶対に神聖なる法秩序全体の絶対に神聖なる構成部分である――国家の財産権も私人の財産権も同様に」、そして「両者にとっての基準は良き古き権利である」[39]と。ここに「中世国家」の Verfassung したがって „Landesverfassung“ の本質を理解するための、決定的に重要な鍵が指示されている。ブルンナーが『ラントとヘルシャフト』の第二章で中世のドイツ国家をめぐる論争史を回顧したのち、「今日では国法の中にその場所を占めるような法制度のみを Verfassung と認め、その他のものを、それらが一般に刑法とか私法とかに於て扱われるとの理由で排除してしまう」ような狭さを脱却した「中世の政治的結合体の内的構成の敍述」を彼自身の「課題」として掲げたことは、[40] まさにその点から理解さるべきである。

〔三〕 ヘルシャフトの本質としての「守護」

さて、中世のラントは「良き古き慣習」としてのラント法によって統合され、そこにおいてラント法が行なわれるところの „Rechts-und Friedensgemeinschaft“ と定義された。しかしこの「法＝平和共同体」という言葉から、中世のラントについて何らか牧歌的なイメージをいだくならば（あるいはブルンナー自身がいだいていたと判断するならば）、もちろんそれは全くの誤りである。ラントフリーデとはラント法が侵害されていない状態である。ラント法が破られるとき、そこに Feindschaft が生まれる。ではこのコンフリクトは如何にして解決されただろうか。中世高期以来、ラントの高級裁判権の発達に対応して、ラントフリーデ運動が活発に展開された。その場合、重大なラント法

違反に対しては「死刑」と「フリーデ喪失」つまり „Ächtung“ との二つの措置が依然並行して行われた。だがそれだけではない。それ以外に、ラントロイテの権利紛争を解決する手段として、なお二つのものが可能であった。すなわち法廷における当事者の対決による決済の道 (Rechtsgang) および「合法的な暴力行使」「自力救済」としてのフェーデによる決済の道 (Fehdegang) がそれである。[41] 就中フェーデの合法性という事実が、中世のラントにランデスヘル権力以外の自立的権力 (Eigenmacht) の広汎な領域が存在したことを最も雄弁に物語っているのはいうを俟たないとして、„Rechtsgang“ の場合ですら、法廷ではしばしば判決までしか行われず、判決の執行は多く当事者たちに委ねられたのであった。[42] このような中世ラントの Verfassung のもとでは「Recht と Rechtschutz とは解離する。」すなわち、Rechtschutz (法＝権利の守護) を独占的に要求するような――もしくは紛争当事者の Eigenmacht をミニマムにまで制限するような――「国家権力」が欠如しているところでは、近代的な意味での「国家権力」は、ランデスヘルとランデスゲマインデとへ分裂しており、且つランデスゲマインデの「完全な権利をもつ成員」は、それぞれが「国家権力」の一片を所有していたのである。権利の守護 (Schutz und Schirm) が Landesverfassung のなかで中心的な役割を演じたことは、かかる事情からしてあやしむに足りない。自己の権利をみずから守護しうるもののみが、つまり「完全に防衛能力ある (wehrfähig)」もののみが、ランデスゲマインデの完全な権利をもつ成員たりえた。そして、そうでない者は誰か Herr を必要とした。つまり彼の権利を守護してくれる Vogt を必要としたのである。[43]

ここに於て、中世的「支配」Herrschaft の一般的特質が現われている。ブルンナーは、グルントヘルシャフトを社会＝経済史の領域に属する私的な支配関係として公的つまり「国家的」な支配と峻別するベロウの「古典学説」的

見解[44]を斥け、グルントヘルシャフトの「中核」を「土地およびその上に住んでこれを耕作する人間に対する支配」に求めつつ[45]、問題はヘルシャフト概念の本質を認識すること、而してグルントヘルシャフトとその他の諸々のヘルシャフト（例えば Stadtherrschaft, Landesherrschaft）とに共通のモメントおよびそれらを区別するモメントを明かにすることだ、と主張する。種々の形態のヘルシャフトの間の相違を無視するのでは決してないが、その相違はヘルシャフトの構造に存するのではなく、対象に存するというのである。グルントヘルシャフトは、ラントを構成するラントロイテの土地と農民に対するヘルシャフトとして、ラントの内部にあり、その意味でランデスヘルシャフトと異る。[46]だがそうかといってランデスヘルシャフトは、その核心において私法的な性格のグルントヘルシャフトと本質的に異る、公法的な概念だといえるであろうか。近代の研究文献においてはともかく――とブルンナーはいう――中世のターミノロジーは公的ヘルシャフトと私的ヘルシャフトとの区別を全く知らない。十六世紀のジャン・ボダンにあってすら、„maiestas“ と „dominium“ (potestas)、„souveraineté“ と „seigneurie“ は原理的に相異るものではなく、„souveraineté“ は単に suprema potestas（いいかえれば最高次の Obrigkeit）という意味で他の諸々の potestas と区別されるものにすぎなかった。[47]

ところで、中世の法観念は公的支配と私的支配との原理的な峻別を知らなかったというブルンナーの主張と、一見矛盾するような理論が十二世紀のイタリアに見出される。すなわち、ベロウの指摘によれば、イタリアのローマ法学者ブルガルス (Bulgarus) は、君主の領域支配もまたローマ法の „dominium“（物に対する私的な支配）であるとするマルティヌス (Martinus) の見解に異を立て、私的個人には „proprietas“ もしくは „dominium secundum proprietatem“（プロプリエタスによるドミニウム）が属するのに対し君主には „protectio“ もしくは „dominium

secundum imperium"（インペリウムによるドミニウム）が属するとのテーゼを出したのである。[48] いうまでもなく、本来のローマ法の観念において „imperium" は「公法」の分野に属する支配であった。しかしながら、ブルガルスが用いている „dominium" という語は、古代ローマ法では人に対する支配を含まず、もっぱら物に対する私的支配のみを意味したことに注意せねばならない。法的には物である奴隷に対する支配についてすら、ローマ法はことさらに „dominium" の語を避け、これを „potestas" という私法概念に含ませたのである。してみればブルガルスは、„dominium secundum imperium„ という語から明らかなように、古代ローマ法が知らなかった、公法の分野にもまたがる、上位概念としての „dominium" 概念を新たに創造したのだといわねばならない。この事実は、したがって、――ベロウはこれによって中世人による「公的支配」と「私的支配」の概念的峻別を論証しようとしたのであるが――むしろ逆にその当時の国制状態を反映していたのである。„imperium" と „dominium" とのローマ法的な区別を論理的に徹底するには、あまりにも強く中世的な dominium＝Herrschaft の観念が普及していたのである。そしてかかる事情を背景に、一二二〇年および一二三一―二年のフリードリヒ二世の諸侯法において、はじめて „domini terrae" なる呼称が現われたとき、[49] これら domini の支配は果して単なる「領域」(Gebiet) 支配であったといえるであろうか。„terra"＝Land はテリトリウムと同義に考えられていたであろうか。フリッツ・ケルンやオットー・ブルンナーが、あるいはまたカーライルが明らかにした中世ヨーロッパの特有な法観念は、ラントを主権者の支配領域と見る考え方[50]と相容れない。中世のラントは、その本質において一個の Gemeinde、一個の Community であった。もとよりこのことは、中世末期のドイツに、これとは別種の、つまりラント法的共同体とは別の意味のラント概念が現われたこと自体を排除するものではない。すでにベロウが、„Land"（ないし „Landschaft"）の語は、ラントシュテンデの

総体としての „persönlich“ な意味のほかに、„territorial“ な意味でも用いられたことを指摘しているし[51]、ハルトゥングやヘルビックも、ブルンナーのテーゼの一般化をいましめつつ、ランデスヘルの支配領域という意味でのラント概念の存在を実証しようとしている。[52] しかしながら、少くも中世的法観念――これこそ身分的代議制成立の一般的要因として決定的な重要性をもつものなのだが[53]――が問題になるかぎりにおいて、ラントはあくまで Community と、ラント法はかかる Community の「古き」慣習と見なされねばならない。[54]

さて、それではブルンナーのいう中世的なヘルシャフトとは本質的にみて如何なるものなのか。「その固有の本質においてはただドイツ法の土台の上でのみ理解されうる」と彼が主張するところのヘルシャフト、つまり中世の意味での „dominium“ は、多くの場合、ドイツ物権法でいう „Gewere“ 以外の何ものでもなかった。[55] ドイツの私法学においては近代私法制度の歴史的な根基と見なされながら、最も論議の多い概念であるこの „Gewere“ の中核は、ブルンナーによれば一応「ある Sache の事実上の所有と用益」として理解される。そして „Gewere“ の意味での „dominium“ は、近代人のいわゆる「私法的」な分野のみならず「公法的」な分野においても獲得されえた。グルントヘルが彼の権利領域に対して „Gewere“ を保持するのと全く同様に、ランデスヘルは自己のラントに対して „Gewere“ をもっていたのである。[56] しかしさらに、中世のラントの理解にとって決定的に重要なのは、このような「事実上の」支配が、ラント法の中では、完全な防衛能力 (Wehrfähigkeit) を前提としていたことである。自己の Gewere を、不法な侵害に対して、実力を以て守りうる者のみがラント法共同体の本来の、「完全な権利をもつ構成員」つまりラントロイテであった。否、たとい敗北したとしても、実力によって権利侵害に抵抗するということが Gewere 能力を証明し、„gewalt ân recht“[57] つまり不法な Gewalt がそこにあったことを証明したのである。しかし „gewalt ân

recht“ は „gewalt mit recht“ の観念を前提にもっていた。ヘルたるものは、彼の Gewere を防衛するために合法的な Gewalt を行使する。フェーデにおいて最も端的に見られるところの、この合法的な Gewalt の行使こそ、ヘルシャフトの中核たる「守護」(Schutz und Schirm) の、いわば対外的な発現形態にほかならない。グルントヘルはこのような意味で、単なる土地所有者ではなく、文字通りグルントヘルだった。いかなる権源によって彼が土地を所有したかとは全く無関係に、彼は自己の土地に対して Gewere を有し、これを「守護」することができるという点でグルントヘルなのである。[58]

ここにこそ „Rechts-und Friedensgemeinschaft“ とブルンナーが名づけた Land の実態がある。そこに見られるものは、権利仲間 (Rechtsgenosse) が相互に Gewalt を行使して争うことが可能であるような、一個の Verfassung である。そこには合法的な実力行使の独占を恒常的に要求するような、近代の意味での国家ないし国家主権は存在しない。完全に „wehrfähig“ な者のみがラント法上の Rechtsgenosse つまりラントフォルクでありえた状況のもとでは、各々の Rechtsgenosse は「行政権の一片をもっていた」のである。[59] われわれが先に、ユストゥス・メーザーの国制史観に言及しつつ、ベッケンフェルデと共に前近代的な「制度的＝公的な所有権概念」と呼んだところのものは、[60] まさしくこのようなヘルシャフトにほかならない。中世のラント法の内部では、Gewere は一種の „verfassungsrechtlich“ な意味をもっていたのである。ランデスヘルとラントフォルクの——より制度的には中世末期に成立せるラントターク（当時の用語ではシュテンデ、ラントシャフト等と呼ばれた）との権利関係のみを Landesverfassung のもとに理解するのは、近代立憲君主制的な視角に特有のバイアスである。[61] われわれは Landesverfassung の構成要素としての、固有の意味での「グルントヘルシャフト」に、基本的な重要性を認めねばならない。だが、いうまでも

なく、Landesverfassung の敍述を完結させるためには、さらにいまひとつの構成要素たるランデスヘルシャフトについて語る必要がある。それどころか、„Landständische Verfassung“ の形成を歴史的に理解する上では、むしろランデスヘルシャフトの性格、機能、またそれとランデスゲマインデとの関わりにこそ注目せねばならないであろう。なぜなら、すでに第二章でも述べた如く、„Landständische Verfassung” の国制的徴標たる身分議会制の成立が、モナルヒッシュな „Territorialstaat“ の形成の随伴現象であるということは、ベロウ以来の研究史を通じて確認される事実だからである。ではランデスヘルシャフトとは何か。われわれが、ブルンナーと共に、これを近代的な国家主権概念と本質的に異らないランデスホーハイトに直結させて理解することを拒否するならば、その場合ランデスヘルとラントないしランデスゲマインデとの関係は如何なるものとして把えられるのか。

〔四〕 ランデスヘルシャフトの性格と機能

ランデスヘルは二重の性格を具えていた。（a）一面においてランデスヘルは、「ランデスゲマインデの指導者(Leiter)」であり、かかるものとしてはラントにおける „primus inter pares“ にすぎない。より具体的には（1）上級のラント法廷（十三世紀ごろまでは Landtaiding、その後は次第に Hofgericht にとって代られる）における Richter であり、（2）ラント防衛戦争にあたっての Heerführer である。しかし前者の場合には「裁判共同体」としてのランデスゲマインデに拘束され、後者の場合にもラントロイテの軍役義務は明確に限定されていた。この面での彼の機能はスイスの農民的ラントにおける Landamann のそれに等しい。[62]

（b）いまひとつの面においてランデスヘルは「ラントの支配者(Herr)」であり、その中心的な任務はラントフリーデの守護である。[63] かかる機能を果す者として彼はラントに対する Gewere をもち、またしばしばラントの „Vogt“

と呼ばれた。[64] ラントロイテに対する彼の Gewalt は、この場合、広義の „Vogtei“ として理解されたのである。「守護」をその中核とする中世の Herrengewalt は、事実 „Vogtei“ „Pflege“ „Munt“ などの語によってもしばしば表示された。[65] フランク時代以来 Hausherr の守護権力を意味した Munt（この語は近代の Vormund という言葉にも生き残っているし、中世ではヘルに服属する者がしばしば Muntling, Muntmann と呼ばれた）という言葉に中世的ヘルシャフトの本質はとりわけよく示されている。しかしおそらく中世の Herrengewalt を最もよくいい表わすものは „walten“[66] という言葉であろう。ヘルは「家」の中で walten し schalten する。そして実にこの „walten“ から „Gewalt“ も „Verwaltung“ も由来しているのである。ランデスゲマインデの完全なメンバー、つまりラント法上完全な意味で行為能力を有する（mündig な）者は「行政権の一片をもっていた」とブルンナーがいうのはこの意味においてであり、またこのことはランデスヘルシャフトから近代的領域主権への発展過程を理解するためにも重要な点である。

ところでこの第二の意味におけるランデスヘル権力の機能は、具体的には二つのかたちで現われた。すなわち「一般的な守護」と「特殊的な守護」がこれであり、この区別の存在自体が中世ラントの性格を如実に物語っているのである。まず第一の「一般的な守護」とは、全体としての „Land und Leute“ を対象とするものであり、全般的なラントフリーデの維持がその中心課題であった。中世高期のラントフリーデ運動以来、このいみでのランデスヘルの義務はとみにその重要性を増したが、依然としてラントロイテのフェーデ権が存在したかぎり、「公共の福祉」(salus publica) を守ろうとするランデスヘルの課題は、何よりもまずフェーデ権の無制限な行使を抑止し「合法的な実力」を監視することでなければならない。Landfriedensgesetz や Landfriedensverträge はまさにこの要求にこたえるもので

あった。[67] かようなラントフリーデの守護以外に、ランデスヘルがラントロイテに特別の守護を与えることはない。なぜなら完全な武装能力をもつラントロイテは自ら自己の権利を守護し得たからである。ラント貴族に対するランデスヘルの特権状（Schutz-und Immunitätsplivilegien）が残っていないのも、その意味ではあやしむに足りない。この種の特権状を受取る者は――次に述べる如く――ランデスヘルとの特別な守護＝服属関係に入ることになるのである。なお、一般的守護は、疑いもなく、ランデスヘルの築城権（Befestigungsrecht）ないし Burgbann、また城塞維持のための労働給付に対する要求権と密接に結びついていた。[68]

次に、ランデスヘルの「特殊的な守護」[69]の対象となるものは彼の Kammergut（直轄権域）にほかならぬ。これには教会、都市、ランデスヘルに隷属する農民（Grund-und Vogtholden）、および彼の家＝宮廷（Hof）に居住する者、彼の任命せる Räte[70]、彼の „Diener“、さらにユダヤ人や街道を往来する者（Gäste）などが含まれる。しかし、ラントシュテンデの成立との関連で重要なことは、これらのうち教会（むしろ厳密には Prälaten）および都市は「広義の Kammergut」に属し、他のものにくらべてランデスヘルへの服属関係が比較的弱かったという事実である。なかでもこれは「教会」[71]についていえることであり、十四、五世紀いらい教会は Kammergut から――完全にではないが――離脱し、ラントシュテンデに編入されてゆく。それに反しランデスヘルの Stadtherrschaft[72] の下に立つ都市の場合は、ヘルへの服属関係がより直接的である。ただし農民支配の場合と異り、この意味でのランデスヘルの支配に服するのは個々の市民ではなく、ラントの下級裁判権をもつ（また Stadträte を選出する限りでは Verwaltung の主体でもある）ゲノッセンシャフトとしての市民共同体である。かかる Stadtherrschaft は一種の Treuverhältnis であり、そこからして都市はランデスヘルに対し „Rat und Hilfe“ の義務を、具体的には正規および不正規の納税

(Steuerleistung) の義務と軍役の義務を負う。[73] もとより、都市領主たるランデスヘルと都市法（＝都市の権利）との関係においても「良き古き法」の原理は妥当したのであり、この前提のもとで、ラントシュテンデとしての都市の権利を基礎づけるところの、市民共同体のアウトノミーが発展しえたのである。[74] そして都市のもつ政治的・経済的重要性が、往々にして都市領主権を駆逐し、都市の政治的行動の自由を高度に達成したことは事実である。しかしながらその結果テリトリウムと都市とが一見分離したような場合においてすら、ランデスヘルの都市領主権は原理上維持され、これをよりどころにして中世末期いらい彼は再びラント都市を自己のヘルシャフトに服属せしめることができた。そのさい、ランデスヘルの都市は、たとえそれがラントシュテンデの構成員であっても、なお且つ Kammergut であることが力説強調されたのである。[75] いずれにしろ、ランデスヘルの都市は、決してラント貴族のヘルシャフトと同じいみで landesunmittelbar であったのではなく、あくまで都市領主としてのランデスヘルの「特殊的な守護」の下に立っていたことを忘れてはならない。[76]

以上の如き「広義の Kammergut」に対し「狭義の Kammergut」とはランデスヘルのグルントヘルシャフト (Urbargut) のことである。但し中世末期においてそれが有つ意義を財政的角度からあまり大きく評価することはできない。むしろランデスヘルのラントに対する守護権力の行使の現実的な基盤、ないしその不可欠の要因という角度からこれをとらえることが必要である。ラント内に散在するランデスヘルの城砦を中核として構成された彼の直接的ヘルシャフト――この権力基盤なくして „landesfürstliche Gewalt“ は考えられなかった。[77] この Urbargut に属するものとしては、まず以てランデスヘル自身に隷属する土地保有農民が数えられるが、更にランデスヘルによって直接的に守護 (bevogten) される教会および世俗貴族の被護農民 (Vogtholden)、それから彼の直接支配に服する小邑

(Märkte) の市民共同体もまたこれに含まれる。かれらの上にランデスヘルは „Vogteirechte“ を行使し、その反対給付として毎年の正規租税 (Urbarsteuer) と非常の際の軍役奉仕および不正規租税を要求した。[78]

さいごに、やはりランデスヘルの直接的な守護権力の下に置かれたものとしてユダヤ人があるが、かれらはラントに属さぬ者つまりラント法上 „Gäste“ であり、重い納税義務を負うていた。また街道を往来する過渡的なラント内寄留者のすべても、この „Gäste“ に数えられた。[79]

以上、われわれはランデスヘルによる「一般的な守護」と「特殊的な守護」について概観してきたのであるが、なおいまひとつ、ランデスホーハイトとの関連で、また「特殊的な守護」とのつながりで、考慮すべき問題がのこっている。すなわち下級ラント法廷におけるランデスヘルの Blutbann (流血裁判権)、ランデスヘルのもつ Regalien および Lehnshoheit がそれである。まず市民と農民に対する流血裁判権についていうならば、中世後期のランデスヘルは彼の支配領域の大部分において、直接間接これを行使しており、それが帝国(ライヒ)に対する彼の独立性を表示していたかぎり政治的な重要性をもつことは疑いないにしても、財政的には無価値であり、また司教や上級貴族 (Grafen, Herren) もこれを所有することがありえたから、それ自体として余りに大きく評価することはできないと思われる。[80] では本来国王の大権事項 (留保特権) であったレガリエンに関してはどうか。十三世紀頃には王権の後退にともなってランデスヘルは広汎にこれを獲得していたが、ランデスヘルシャフトを形成するにいたらなかったグラーフ等の上級貴族、また帝国直属性をもつ司教や修道院なども、例えば鉱山特権、造幣特権といったレガリエンを行使している場合があった。ともあれ、ランデスヘルシャフトとの関連で重要なのは、造幣特権や関税特権、なかんづく商業ルートたる街道 (Strasse) の支配という Regalrecht を通じてランデスヘルが行ったラント流通経済の規制が、彼の「特

殊的な守護」ないしKammergut支配の実質的な槓杆として機能したことである。[81] さいごにレーン高権(Lehnshoheit)について言うならば、これがもはやラント法の分野に属さぬことは明らかであるし、またラント内の諸々のグルントヘルシャフトが、ランデスヘルの授与したレーンのみから成っていなかったことも勿論である。しかし他面、十三世紀末以来、ランデスヘルが自己のレーン高権を拡張しようとつとめたことは否定しえない。[82] そしてそのさい、レーン法の利用によってランデスヘルシャフトを強化しようとする政策は主として二つの目的をもっていたと思われる。ひとつは封臣の家系断絶のさいにレーンを回収し、以てKammergutを増大すること、いまひとつは当該ランデスヘル以外の帝国直属封主の権力をラントから排除し、以てランデスヘルの流血裁判権域を拡張することであった。[83] しかしながら、ブルンナーによれば、こうしたレーン政策の実質的効果をあまりに大きく見積ることは事実に反する。「本来のランデスホーハイトに比べてレーンホーハイトが如何に影のうすいものになったか」は、ラント貴族に対してラント法上の誠実誓約(Huldigung)以外にレーン法上のそれを要求することが往々にして断念されたという事実によって示されるのである。[84]

〔五〕 Landstandschaftの法的基礎

さて、ランデスヘルシャフトの性格と機能に関する以上の分析によって一層明らかにされた如く、Landesverfassungは、近代的主権国家の支配構造とは異り、ヘルシャフトの重層性をその根本的特徴とするものである。そのさい、なかんづく身分制国家の「二元性」との関連で決定的に重要なことは、ラント法の一体性に対し、ラント居住民の権利の「守護」が二元性をもっていたという事実である。そのことは、ラントのHerr=VogtとしてのLandesfürstの中心課題つまりラントフリーデの守護が「一般的な」それと「特殊的な」それとにわかれているという点において、

最も端的に示されていた。而してさらにこの事実は、ランデスヘルの Verwaltung (Gewalt の行使) が直接には及びえない、独自の権利領域が存在したことを表示する。これがわれわれの行論にとって基本的に重要な前提である。いま結論を先取していうならば、「身分制国家」の成立にさいして、ランデスヘルとの折衝 (Verhandlung) ないし協定 (Paktierung) の主体として彼の前に現われるラントシュテンデ＝ラントシャフトとは、まさしくこの意味での、つまりランデスヘルの守護権域と相補的な守護権域の保持者の総体を指称するものだったのである。権利守護の二元性という、この角度から考察するとき、本来「広義の Kammergut」に属する「教会」と「都市」がラントシュテンデに含まれた理由、また同時にラントシュテンデの中で——若干の例外を除き——両者の実質的地位ないし権能が貴族 (Herren, Ritter) に比して弱小であったことの理由も了解できるであろう。要するに、ラント内の局地的諸権力が、どのていど現実の „Gewalt“ の、したがって „Verwaltung“ の主体になりえたか、がラントシュテンデの地位を規定するのである。

われわれの当面の課題は、初期近代国家の権力構造への展望において、中世末期の „Landesverfassung“ とその変容ないし変質を考察し、それを通じて広義の „Landständische Verfassung“ の歴史的性格をとらえるにある。したがって、ペロウが体系的、綜合的に考察した狭義の „Landständische Verfassung“、つまりラントターク（領邦身分制議会）制度そのものについて立入った検討を加える必要はない。[85] ここではただ、十四世紀から十五世紀にかけてほぼ並行して諸々のラントで制度的に確立するラントタークが、„Landesverfassung“ といかなる連関をもつか、また „Landesverfassung“ の変容とわれわれが呼んだところの過程の中で、どのように位置づけられるか、といった問題に焦点を合わせながら、事態の基本的側面のみを考察することにしよう。そのことを通じて、同時に „Landesverfassung“

の変容の歴史的意味もまた明らかにされる筈である。

周知の如く、ラントタークなるものがランデスヘルとラントシュテンデとの折衝の場であった以上、問題はまず「ラントシュテンデ」はどのような資格に基いて招集されたのか、そもそも „Landstandschaft“（ラントタークへの出席権）とは本質的にみて如何なるものであったか、というところに在る。そのさいベロウが、彼の特殊研究の対象たるユーリヒ＝ベルクをはじめ多くのラントの一般貴族身分（Ritterschaft）の Landstandschaft について確認した次の事実は、この問題を考える上に貴重な指針を与えるであろう。すなわち、彼によれば Ritterschaft は、大部分の領邦においては、領地所有者（Güter-oder Grundbesitzer）としてではなく、城廓所有者（Burgenbesitzer）としての資格で、ラントシュテンデのメンバーに加わっているのである。[86] 彼は十六世紀以降現われる Landschaftsmatrikel（ラントターク構成員の資格証明手段となる台帳）を、それまで研究されてきた諸領邦にわたってもれなく検討した上で――騎士領の所有ではなく――城廓の所有こそが決定的なクリテリウムであったことを確認し、しかもその場合城廓に附属する耕地の大小は問題にならないという事実を見出したのである。[87] この事実は何を意味するのであろうか。騎士的軍役が大きな役割を果した限りでは、もちろんベロウの強調する軍事的な意義（ランデスヘルに対する軍役給付能力）を見逃してはならないであろう。しかし、ラントタークにおける Herrenkurie（ラント高級貴族よりなる部会）が特殊な状況のもとでのみ形成されたのに反し、Ritterkurie が、わずかの例外（ヴュルテムベルクやトリール選挙侯国における如く Ritterschaft が帝国直属性を獲得した場合）を除きラントタークの恒常的な構成要素であったこと、しかもラントタークにおいて Ritterschaft が都市代表（これもまた殆んどすべてのラントタークに現われるが）よりもはるかに大きな、決定的役割を演じたことは、[88] 果してかれらの軍事的給付能力だけから説明できるもので

あろうか。

ここに於いてわれわれは、再び中世的 Herrschaft の本質に関するオットー・ブルンナーの洞察に目を向けねばならない。中世においてヘルシャフトが „Mund“ あるいは „Pflege“ と実質的に同一のものであったことは先に見たが、ヘルシャフトの重層性を特徴とする Landesverfassung の内部に於いて、すべてのヘルシャフトの組織的中核は「家」であった。「家」――それは「軍事的」形態に於ては「城」である――こそは Hausherr の Gewalt のもとに守護される「特殊フリーデ区域」(Sonderfriedensbezirk) でありミニマムなイムニテート領域 (Freiung) である。[89] そして、ラント内で「合法的な実力」を行使し、以て自己の「家」に属する者 (familia) を守護することができるような Hausherr のみが完全な意味でのラントロイテたりえた。中世のグルントヘルシャフトが „Burg und Herrschaft N. N.“ „die Burg, das Haus N. N. und was dazu gehört“ というような表現形式で呼ばれたことは、[90] ヘルシャフトの組織的中核が「家」もしくは「城」であったことを雄弁に物語るであろう。かくて、ラント法的な意味で Herr たりうるためには、ラントに属し、ラントに „sitzen“ すること、つまり landesunmittelbar な「家」(ラント内の他の家権力の下に置かれていない家) を有っていなければならなかった。[91] Landstandschaft と Herrschaft の内面的連関がここに示されている。ベロウが Ritterschaft に就て認めたように、Herrschaft に帰属する何らかの個別的権利、たとえば下級裁判権といったものから出発するのでは、Landstandschaft の真の権源は理解できない。Haus を中核とするヘルシャフトこそが Landstandschaft の本来の基柢なのである。[92] この意味で、貴族身分こそが身分的に構成されたラントフォルクの、つまりラントシュテンデ (ラントシャフト) の核心であり原型であった。十四・五世紀の交以来成立するラントタークに於てランデスヘルの交渉相手として現われるランデスゲマインデは、史料の上

では一般に Landvolk もしくは Landleute (comprovinciales) と呼ばれたが、このばあいのラントロイテは広義の概念であって、狭義のラントロイテはラント貴族 (Herren, Ritter) のみを含むものなのである。[93] ラントシャフトが聖職者や都市にまで拡張されるのは、つまりラント身分集会にこれらが招かれるようになるのは比較的のちのことであり、その場合にすらこれらの諸身分は、前述の如き事情から、「広義の Kammergut」に属するものとしての性格を全く払拭されるにはいたらなかった。[94] ラントフォルクの本質を把握するためには、したがって、方法論上、ひとまず貴族的シュテンデに対象を限定することがゆるされるであろう。

しかし、それならば、十四世紀から十五世紀への過渡を通じて、到るところで都市や聖職者が Landstandschaft を獲得したという事実はどのように説明されるのであろうか。この問題を考えるに先立って、われわれはなおいまひとつの点に注意しておかねばならない。すなわち、ラントタークに現われる中核的ラントシュテンデの意味での „Ritterschaft" なるものは、これ自体が中世末期における歴史的な発展の所産だったということである。完成した形でのラントタークの中で、Landherren (具体的には freie Herren, Herren, Grafen 等とよばれる) が Ritterkurie とは別個の Herrenkurie を形成するか否かとは無関係に、「もともとは Landherren がラントロイテであり、Ritter, Prälaten また都市は、ランデスヘルシャフトの直接的な領域に属して」いたのであり、「これらのグループは、この領域から自己を解放したかぎりにおいて、ランデスゲマインデに割り込んだ」のである。[95] そのいみでは Landherren つまりラントの高級貴族こそが最も原初的なラントロイテであり、„meliores et maiores terrae"[96] であったと考えられ、ランデスヘルの „primus inter pares" としての性格 (上述) は、このような初期の段階でこそ前面にあらわれていたと見るべきであろう。[97] 而してこの時期は、シュパンゲンベルクが明らかにした如く、十三世紀の諸領邦に見られると

ころの所謂ベーデ協約(Bedevertrag)にもかかわらず、ラントの政治的統合が未だいちじるしく不安定な時期であり、十四世紀に入ると、モナルヒッシュな領域国家の形成という角度から見るかぎり、「逆行」ないし「退化」の現象が顕著になりさえしたのである。[98] この「逆行」「退化」が何によってもたらされたか、なかんづくそれが経済史家のいわゆる封建社会の「危機」といかなる内面的連関に立つかを究明することは、それ自体極めて重要な研究課題であろうが、この過程の経済的基礎を検討することは本稿の範囲をこえる。さしあたり、当面の問題とのつながりで注目すべきは、十三世紀から十四世紀にかけてのランデスヘル行政の弛緩とまさに対応して、いたるところでミニステリアーレンの上昇、すなわちランデスヘルや高級貴族の家僕的性格の「不自由」身分から「自由な」Ritter 身分への転化、それを通じての新しいラント貴族身分 Ritterschaft の形成過程が完了したということである。このことは、おそらくラントターク制の成立、さらにひろく „Landständische Verfassung“ の形成にとって、決定的に重要なファクターであろう。[99] もとより、それと並んで、教会グルントヘルシャフトがランデスヘルの Vogtei-und Eigenklosterrechte の拘束から広汎に離脱したこと、またなかんづく特殊ヨーロッパ的な Bürgergemeinde としての都市の抬頭も見逃してはならない。[100]

ともあれ、十三〜四世紀にわたるこのようなラント体制の変動を背景としてのみ、聖俗のグルントヘルと市民共同体(都市)よりなるラントシュテンデの「政治的」抬頭、ネフのいわゆる「第二の国家権力」の出現[101]は理解されうるのである。[102] だがそのさい、なお二つの疑問が起こってくるであろう。第一は、聖界グルントヘルがその「ヘルシャフト」を現実に貫徹したかぎりで世俗貴族と同様ラントシュテンデに含まれ得たことは一応説明がつくとしても、都市の場合、その Landstandschaft は何を根拠にして成立しえたかということである。この点は、市民共同体としての都

市が、その „Gemeinderechte“ を通じて、個々の Genosse たる市民に対し、グルントヘルが Grundholden に対して行使したそれと本質的に変りない Herrschaft を行使しえたという事実[103]から説明されるであろう。ランデスヘルの「広義の Kammergut」から離脱した限りで、都市の Gemeinderechte は聖俗グルントヘルの Herrschaft とアナローグな守護機能を実現し、それが Landstandschaft の法的基抵となった、と考えられるのである。この意味で、原理上、次のようにいえる。すなわち、ランデスヘルの「特殊的な守護」の対象たる Kammergut に属しない、局地的なヘルシャフトの主体のみがラントシュテンデたりえたと。第二の疑問は、それならば、ランデスヘルの狭義のヘルシャフトの権域とシュテンデの権域とを果して明確に、一義的に区分することができたかどうかということである。現にベロウの実証は、シュテンデの構成がいちじるしく首尾一貫性を欠くことを明らかにしたのではなかったろうか。[104] だがベロウはこの不規則性を、結局は、その時々の情勢によって決定される「斗争」の所産として説明している。そしてこれは根本的に正しいと思われる。「合法的な実力」が存在しえたような Landesverfassung を、われわれは決して静態的にとらえてはならないであろう。「良き古き慣習」たるラント法の支配する世界では、ラントシュテンデと Kammergut の判別基準も、決して固定的なものではありえず、両者の境界線は長きにわたって浮動的だったと考えねばならない。[105] そこでは権利の守護能力、一般的意味での Vogtei そのものが権利としては常に争われ得たとみるべきであろう。理念における「法」と「道徳」の一体性（あるいは更に宗教による法の基礎づけ）、しかしその反面における「権利」と「権力」の結合という現実――これが中世のラントのダイナミックな実態であった。

〔六〕 ラントタークの成立契機 ――consilium et auxilium

以上の如き Landesverfassung の基本的性格を念頭においた上で、われわれは「身分制国家」つまりラントターク

におけるランデスヘルとラントシュテンデとの相互折衝を必然的契機として含みつつ運営される領域支配機構の形成、発展を、その基本線においてとらえ、そこに Landesverfassung の変容を跡づけてみよう。

かつてテオドール・マイヤーは、高期中世における「近代ドイツ国家」の基柢の形成を考察したさい、従来用いられてきた「封建国家」(Feudalstaat) と「官僚国家」(bürokratischer Staat) という対立概念のかわりに、「人的結合国家」(Personenverbandsstaat) と「制度的領域国家」(institutioneller Flächenstaat) なる二範疇を導入した。[106] その後中世史学界で広く採用されたこの新しい対概念は、マイヤー自身においては、前期および高期中世の具体的諸関係に即して構成されたものであったが、オットー・ブルンナーは、戦後、マイヤーに捧げた論文の中で、それら二範疇を更に類型化しつつ、ヴェルナー・ネフのいわゆる「近代国家の初期形態」つまり「身分制国家」を「制度的領域国家」の概念で把握することを提唱した。[107] 但しその場合、ブルンナーは上記の二範疇をすぐれて「理念型」的な意味に理解し、「人的結合国家」と「制度的領域国家」とは、相交代する二つの国家類型であるだけではなく、「恒に並存しつつ、対抗しつつ、ともに作用している二つの組織型態」であって、両者は相互関係の中でとらえられねばならない、と考えている。われわれは、ブルンナーの「ラント」概念をも一個の heuristish な「モデル概念」として受取る立場から、とくに後者の点に重点を置きたい。そして、後述の如き理由にもとづき、中世ラントの変容を通じて形成される「身分制国家」を、すぐれて過渡的な形態、あえていうならば「人的結合国家」と「制度的領域国家」の混合型態と理解したいのである。[108] 因に、われわれのこういう理解が、決してブルンナーの方法論の不当な歪曲を意味するものでないことは、彼自身、別の論文の中で次のように述べているところから証明されると思う。すなわち彼は、近代的主権国家の形成の「モデルケース」としてフランスをとりあげながら、フランスの王権が「地方行政」を拡大し

権利守護の名のもとに局地的諸権力（諸々のグルントヘルシャフトや都市）に介入してゆく過程に触れたのち、「この行政国家（Verwaltungsstaat）すなわち〝制度的領域国家〟に対抗して〝シュテンデ〟つまり局地的諸権力――それら諸権力は、an sich には君主に帰属せずしたがって関係者の同意を必要とするところの諸々の給付について、ここで彼と折衝する――が形成される」と述べているのである。[109]「専門官僚に担われる行政機構」と「シュテンデ」の両者が、成立しつつある「近代的国家」の二つの「基本構成」を示す、とブルンナーは考え、この点でネフの見解に全く同意したのである。以上の如き視角から「身分制国家」の形成をラントの権力秩序の再編成としてとらえるとき、問題の焦点は、「公共の福祉」の理念に導かれたラントフリーデ政策の推進（フェーデの制限→排除）、それにともなう中世的法観念の変動（とりわけ Lex と Jus との解離）にしぼられてくるであろう。以下この点について若干考察してみたい。

「身分制国家」の徴標たる、持続的な制度（Institution）としてのラントターク（Landtag）[110]は、「緊急」（Not）の場合にランデスヘルに対し「助言と援助」を与えるラントロイテの義務から生じてきたものである。「助言と援助」[111]（consilium et auxilium）は „Huldigung“ によって基礎づけられた誠実義務の表現であった。さきに見た通り、ラントの Vogt としてのランデスヘルの義務はラント、ラント法ないしラントフリーデの守護に存し、このことに対応してラントフォルクが「助言と援助」の義務を負うというところに、ランデスヘルとラントロイテの基本的関係が見出されるのである。しかし Landesverfassung がヘルシャフトの重層性によって特徴づけられていた限り、„Schutz und Schirm“ と „Rat und Hilfe“ の対応関係は、例えばグルントヘルシャフトのもとにも存在した。ともあれ、「助言と援助」といわれるもののうち、決定的な重点は „Rat“ に存し、もともとの意味では „Rat“ は „Hilfe“ を内包し

ていたのである。„Rat“ は全人格的な責任負担として、「誠実」(Treue) 関係の本質に根ざすものであった。[112] この原初的 „Rat“ 観念は „consilium et auxilium“ というフォルメルにおいて „geistig“ な助力と „physisch“ な助力とに分離してはいるが、その場合にも „consilium“ は単なる無責任な助言ではなく、現実の援助行為を助言者に義務づけるものであった。ラントタークでの商議の中で第一級の重要性をもつ貨幣給付 (Steuer)[113] の本質は、否それば[114]かりかラントタークという制度全体の意味は、実に „Rat und Hilfe“ の観念からのみ歴史的に把握しうるであろう。そしてラントタークがこの意味で中世的法観念を本質的な前提にもっていたということ、いいかえればラントタークの成立契機が Landesverfassung 自体の中に横たわっていたということは、旧時のラントロイテの裁判集会たる Landtaiding と新たに出現するラントタークとが、両者の間に直接のつながりはないにもかかわらず、結局は共通の土台に立っていたことを物語る。[115] そのかぎりで、ラントシュテンデの起源をラートに求める説[116]は正しかったといえよう。しかしながら、十四世紀、[117] ラントの政治的結合の弛緩期に現われたランデスヘルの諮問機関としてのラート、つまり „consilium iuratum“ (der geschworene Rat また „heimliche“ Räte などとも呼ぶ) をラントタークと同一線上でとらえるのは全く誤っている。なぜなら、Diensteid を通じて君主のラント行政を輔佐する義務を負うこの種の „Räte“ は、それが任命制である点からも明らかなように、また landfremd な者を君主がこのんでこれに任用し、その結果ラントロイテの反撥をうけたことからいっそう明らかであるように、本来はランデスヘルがシュテンデの制肘から可及的に自己を解放しつつしかも形式上自己の行政行為を合法化しようとの意図で設けた、ヘルシャフト的オルガンであったと考えられるからである。[118] われわれにとって重要なのは、Landtaiding の場における、あるいはその他の形におけるラントフォルクの „Rat“ が、主としてブルンナーのいわゆる „Zusammenwirken“ つまりランデスヘルとラントロイ

テとの共同行為という形でおこなわれたことである（もとよりこの性格がのちのラントタークに於て消滅したわけでは決してないことは、中世末期から近世初期のテリトリアルシュタートではラント立法が殆どランデスヘルとシュテンデとの協力によって行われたことからも明らかである）。その場合、上述の事情から理解される如く、„Rat“ を与えることは、何よりもまず、個々の Landmann また同様に全体としてのラントフォルクの義務であって権利ではなかったことに注意せねばならない。権利ということがいえるとすれば、それはただ、君主は「法」の枠内でのみ行動し得、したがって何が「法」であるかが疑わしい場合には常に „Rat“ を必要とした限りに於てであった。„Rat“ は、その性質上、これを与えた者をも拘束する。かくてランデスヘルは、„Rat“ の義務を通じて、自己の重要な政治行為についてのラントロイテの同意（consensus）を確保し、そのことによってまた自己の行為の永続的な妥当性を確保することができたのである。例えば、ランデスヘルシャフトの家産制的性格にともなうディナステイー内部の Erbvertrag, Hausvertrag あるいはディナステイー相互間の婚姻契約などにあたって、ランデスヘルが常にラントフォルクの同意と署名を求めたことは、彼に忠誠（Huldigung）の義務を負う者たちの „Rat“ を得ることによって、彼らから将来生じうべき異議を前以ってとりのぞいてしまう意図に出ずるものとして理解されるであろう。(119)

〔七〕 シュテンデの義務と権利

さて、ラントタークの成立の法的基柢が Landesverfassung とそこにおける Treuverhältnis の表現たるラントフォルクの „Rat“ 義務に求められることは、以上によって一応明らかにされたが、持続的な制度としてのラントタークの機能ないし任務を理解するためには、なお検討すべき問題が残されている。ベロウやヒンツェが身分制議会の成立をモナルヒッシュな領域国家形成との密接な連関でとらえ、ラントタークの役割を何よりもまずラントシュテンデ

の財政的・軍事的な「給付」(Leistungen) に関する商議に求めたのは根本に於て正しく、今日でも定説として妥当しうるであろう。なかんづく、都市をも加えたラントシュテンデの頻繁な招集が、ラントの家産制的構造、ないしシュパンゲンベルクのいわゆる「すべての公的権利の私法的理解」を前提とし且つランデスヘルの行政任務の増大によって拍車をかけられたところの、ランデスヘル財政の逼迫、それにともなう「租税」賦課の必要性を最大の契機としていることは、これまた周知の如くである。[120] この事実は Landesverfassung との関連に於てどのように説明されるのであろうか。このさい特に注目しなくてはならないのは „Hilfe“ の性格である。「援助」は、ただ「緊急」の場合における不正規の (außerordentlich) 給付としてのみ提供されえた。それは、例えば農民が領主に支払う Zins の如く、規則的に反覆されるものではなく、且つまたその本性上不定量であって、場合場合に応じ、「緊急」(Not) の程度によってその量を確定される必要を伴うものであった。そして「租税」や「軍役」は、まさしくこのような「不正規の給付」にほかならないのである。[121] この点を、ラントシュテンデとは本来ランデスヘルが eigenmächtig に介入することのできない局地的守護権域の保持者であるという前述の点と併せ考えるとき、われわれは始めてラントタークにおける商議の性格を、また何故にラントタークがランデスヘルによって招集されたかの理由を、正しく認識することができるであろう。本来的・自明的にはランデスヘルに認められていない諸給付をうけとるためには、かかる給付の提供がその権域への抵触を意味するところの、すべての者の „Rat“ (この場合には consensus の形をとる) を必要とした。[122] そしてそのさい、„Rat“ を基礎づける „Treue“ が本質上相務的な関係であったところから、[123] これにもとづく合議は、おのずと „dualistisch“ な契約的性格をおびざるをえない。ブルンナーが、旧時の裁判集会たる Landtaiding との比較において、ラントタークではランデスヘルとラントロイテ(シュテンデ)との相互折衝 (Miteinanderverhan-

deln) が前面にあらわれる、と述べた意味は、[124] この点から理解されるであろう。もとより、「契約的性格」とはいっても、それは対等な二つの権利主体の間の契約関係ではない。形式上はシュテンデによる „freiwillig“ な給付提供が語られたにしても、給付の提供それ自体についてシュテンデがイエスかノーかを答えることが随意だったわけでは決してなく、すでに見た如く、ラントの緊急事態 (neccesitas, Not) に際してランデスヘルに「援助」を行うことはラント法上シュテンデの義務とされていたのである。ラントタークで商議の対象となりえたのは、ただこの「緊急」の度合、それに応じて提供さるべき「援助」の量ないし種類だけであった。[125] さらにまた、不正規の租税ないし軍役の提供に関する商議＝同意といっても、ラントシュテンデは局地的な守護権（イムニテート）の主体であった以上、実際には、彼らの守護のもとにある被護民 (Holden) の租税や軍役の提供についての同意が問題なのであった。いいかえれば、シュテンデは „Steuer und Reise“ に対するかれらの権利（これは an sich に認められていた）を一時ランデスヘルに委ねた、と解されるのである。[126] 同じくラントシュテンデといっても、個々の身分の間で、給付に関する折衝の仕方や同意の種類ないし程度の点で差異がみられるという注目すべき事実は、まさしくこの点から理解さねばならない。本来の、完全な意味でのラントロイテは貴族 (Herren およびそれと同等の権利能力を獲得した Ritter) のみであったという上述の事情は、[127] Klosterherrschaft や都市がランデスヘルの直轄権域から一応離脱した段階に於てすら、一般にドイツでは、これら新しいシュテンデの権利能力に見逃しがたい痕跡をとどめた。聖職身分と都市とは貴族身分が負わない正規給付の義務を負うのみならず、ラントタークの成立した時期に於てもラントタークと別個に、直接、ランデスヘルによって不正規給付を要求されることがあった。またラントタークに於てさえ、かれらの地位は貴族のそれと異り、聖職身分は、名目上はシュテンデの中で第一のランクを占めたとしても、しばしば都市と共に貴族

とは別個のグループを形成し、これに対しては貴族身分に対するよりも高度の租税要求が貫徹されたのである。[128]

ところで、身分制国家の „Dualismus“ との関係で見逃せないのは、これらの不正規給付（租税・軍役）に関する同意とひきかえに、ラントシュテンデが、かれらの共通の権利領域にかかわる「請願」ないし「陳情」(Beschwerden) をランデスヘルに提出し得たことである。ここにわれわれは、いわゆる „Indigenatsrecht“ つまりラントの重要官職をラントロイテ（とくに貴族）にのみ留保する権利をも含めて、シュテンデ的権利の発展を見出すことができる。[129]「誠実関係」の本質上、「助言と援助」を提供するラントロイテは、これを要求するランデスヘルが彼の義務を十分に果すことを期待しえた。そこからしてシュテンデは、ラントの置かれている政治的情況を利用しながら、彼らが本来的 (an sich) にはもっていない諸権利を獲得することができたのである。とりわけランデスヘルシャフトが、ディナスティーの相続権をめぐる紛争や、ラント分割や、ランデスヘルの未成年などのゆえに、麻痺状態に陥ったような場合、シュテンデが、いわばラント行政にかかわる „Instanz“ としての役割を与えられ、大幅な政治的活動を行いえたことは周知の如くである。[130]

しかしこれらの政治的な（ベロウやネフの理解するところでは国法的な）諸権利がラントタークでの商議を通じてシュテンデに認められたとしても、それはあくまでラント法上シュテンデが負う「助言と援助」の義務を前提とする、いわば第二次的な形成物であったと考えねばならない。これに反し、ラントタークの本来的機能に属するものとして、不正規の租税や軍役提供に関する折衝と並んで、いまひとつ重要なのはラントフリーデに関する協定 (Landfriedensverträge) である。ラントフリーデ立法（フェーデ権の規制）は、ラントの守護者としてのランデスヘルが単独でも行いうる性質のものであったが、中世の立法行為が一般にそうであるように、この場合にもラントロイテの

有力な者たちの「助言」を得ることは、つまり「協約」という手続きでこの立法をおこなうことは、ラントフリーデ政策の実効性を確保するために必要なことであった。そして、かかる商議を通じて、単にフェーデ権の濫用防止やフリーデ破壊者に対する処罰の組織化にとどまらず、差当りは一定の期間を限ってであるにせよ、フェーデ権の放棄さえ行われたという事実に注目しなければならない。[131]「帝国」のレベルではその効力を貫徹しえなかったラントフリーデ運動が、十三世紀以降におけるランデスヘルシャフトの発展にともなって、ラントの次元でいかなる積極的な機能を果したか、とりわけ Ritterschaft を中核とし都市や教会をも加えたラントシュテンデが、この運動の中でいかなる役割を演じたかという問題は、ランデスヘル権力による領域支配の客観化・制度化との連関で、今後の大きな研究課題となるであろう。[132] アイヌングの歴史的意義も、この見地から再検討される必要があると思われる。[133]

〔八〕 新しいラント概念の成立

ラントフリーデ立法はもとより、これと並んでラントタークにおける商議の核心であった一般的租税賦課への志向は、それらが、いずれも「公共性の理念」ないし「公共の福祉」の理念に導かれ、その立場からラントロイテの本来的権利領域への介入を行うものであったという点で、Landesverfassung の変容を如実に表現していたといわねばならない。ヒンツェが国家的生活の近代化のメルクマールとした「国家経営の強度化 (Intensivierung) と合理化」[134]がその基本的内容であり、その過程で中世的法観念の特質たる「理念的な法と実証的な法との未分化」状態が破れ、ブルンナー流にいえば „Jus" と „Lex" との解離[135]が進行してゆくのである。シュパンゲンベルクが領域支配権の強化を支える理念的武器として重視した「ローマ法の導入」の意義は、[136] とりわけこの点から評価されるであろう。中世ラント法の知らなかった「公法」と「私法」の区別、統一的な領域支配権としての「公権力」の主張は、しかし自ずから中

世的な所有権つまり「物」と「人」とに対する守護権としてのヘルシャフトに牴触せざるを得ない。ラントタークへの出席を――時には威嚇的に――要求するランデスヘルの命令（Gebot）に対して、ラントロイテは最初のうち消極的に抵抗し、ボイコットによって自己に負担を課するような議決の成立を不可能ならしめようとつとめた。また彼らは、ラントタークの議決は出席者にのみ拘束力をもつという立場を主張しさえした。それにもかかわらず、早くも十五世紀のうちに、ラントタークへの出席義務も、またラントシャフト全体への拘束性も、いたるところで貫徹されたのである。[137] ここに、旧来のラントの観念を掘りくずしつつ、新しいラント＝ラントシャフトの観念が成熟してくる。今やラントはランデスヘルの側から、かれの命令権の客体、つまり „Gebiet“ として、彼の「領域」として把握されはじめる。だが、そのことは本来の Landesverfassung を特徴づけたヘルシャフトの重層性が直ちに消滅したことを意味するものではない。それは単なる „Ansätze“ を示すにすぎない。まさにそこからして、身分制国家の「二元性」の理解をめぐって久しく論議されてきた問題、つまりラントシュテンデによるラントの代表（Repräsentation, Vertretung）の権利が „Landständische Verfassung“ の基本的なファクターとして、また同時にランデスヘルシャフトの適法性の根拠（Legitimitätsgründe）として現われてくるのである。ラントシュテンデがいかなる意味で、またどの程度まで全ラントを「代表」したかについての論争[138]に、いまここで立入る必要はない。ここではただ、中世末期におけるラント概念の二義性を説くヘルビックでさえ、ラントシュテンデがラントそれ自体を表現したというブルンナーの主張の正しさを認めていることを指摘するにとどめよう。[139] シュテンデの抬頭を通じてはじめて、ハルトゥングのいわゆる「ディナスティーの私法的な所有権概念に対抗し、独自の利害をそなえる一個の公共体（Gemeinwesen）」[140]としてのラントシャフトの観念が成立したのであった。

ただその場合、ランデスヘルとラントロイテとの相互折衝を通じて明確化してくる新しい（或は狭い）意味のラントの概念が、ランデスヘルの直轄権域（カンマーグート）に属さない限りにおけるラントを意味するものであったことは、今更いうまでもない。そしてこの意味でのラント観念が、十五世紀ごろになって突然現われてきたものではなく、その起源は――支配権域の「二元性」が深く Landesverfassung に根ざしていたかぎりで――十三世紀にまで遡りうるものであるというブルンナーの主張は、十分な根拠を有っている。[141] しかし、ランデスヘルシャフトの初期の時代においては未だランデスヘルとラントロイテとの「共同行為」が前面に出ていたのに対し、今や „Rat und Hilfe“ をめぐる両者の折衝が反覆される中で、時と共にますます両者の権域の対立と境界設定がきびしさを加え、ラントシャフトが何らか「行為能力」をもつコルポラチオーンとしての性格をおびてくることもまた事実なのである。[142] この意味で、いささか逆説的に聞こえるかも知れないが、身分制国家の「二元主義」は、その歴史的根基を Landesverfassung そのものの中にもっているにもかかわらず、この「二元主義」がいわば顕在化する過程は、すでに Landesverfassung の変容ないし解体を表示していたというべであろう。ラントタークを中核とするシュテンデ的組織の完成は、「公権力」としてのランデスホーハイトの強化の対応現象なのであり、この過程が進めば進むほど「君主と人民の上に立つ法」という共通の土台は脅やかされる。十六世紀に入ると君主権力は「何が適法であるか」を単独で決定し、ラント法を彼の意味において解釈しようとつとめる。そのことによってラントシュテンデの法的地位はますます „prekär“ なものとならざるをえない。たしかにネフが力説する如く「絶対主義」の下においてさえ中世的法観念は完全に駆逐されえなかったにしても、したがってまたラントシュテンデの „Jura et Libertates“ は依然「良き古き慣習」に根ざしていたにしても、[143] こうした慣習のうち何が「法」であるかは、今や君主（ないしその „Räte“）が決定するようになるからである。

中世末期から近世にかけてのこのような変動、つまりランデスヘルシャフトの「国家主権」(Obrigkeit) への転成は、もとより、すぐれて政治的な、de facto な過程である。de jure には、例えば十四世紀中葉オーストリアの太公ルドルフ四世の場合の如く、ランデスヘルが、いわゆる皇帝の特権状にもとづいて、自らを „imperator in territorio suo“ と主張することはありえた。[144] しかし注目すべきことに、まさしくこのランデスヘル自身が、財政難打開のために一方的な貨幣改鋳を断行する能力をもたず、それに代る手段としての飲料税 (Ungelt) の賦課を、ラントシュテンデとの協約を通じてはじめて正当化することができたのである。[145] 中世的な「抵抗権」の排除、合法的な実力行使としての「フェーデ」の抑止は、――ローマ法概念の導入の意義はそれなりに評価さるべきであるにせよ――結局のところ de facto な次元での領域支配権の拡充強化を前提としていたといわねばならない。カール・シュミットが近代「国家主権」の根源を「緊急権」(Notrecht) に求め、「法」と「権力」との切点に位置する「限界概念」(Grenzbegriff) としての性格をそこに見出したように、[146] „Souveränität“ とは、法的なモメントと政治的なモメントを共に内包する概念なのである。そしてまさに、「行政国家」(Verwaltungsstaat) としての近代的主権国家の形成が、何よりもまず de facto な過程であったからこそ、その過程において現在われわれがいう意味での「憲法改正」は必要でなかった。ラントの「良き古き慣習」は、中央および地方行政組織の漸次的強化拡充にともなう君主権力の事実上の増大にもかかわらず、原理上否定されることがなかったのである。いわゆる「絶対主義」のもとにおいて実現されたものは、モナルヒッシュな Verwaltungsrecht の形成、それを支える物理的な強制力による旧き Landesverfassung の形骸化、つまり de facto な次元での「Verfassung の空白状態」(ネフ) にすぎず、それなればこそ「絶対主義」の否定は、引続き君主制が維持されたところにおいても、成文の国家基本法としての「憲法」の制定を必然的にともなわざるを得

なかったのであった。[147] 身分制議会の招集（その権利はランデスヘル、一般的にいえばFürstにのみ属した）が「絶対主義」のもとで事実上行われなくなったとしても、広義における„Landständische Verfassung“は依然存続している。このことは、近代的主権国家の「モデルケース」としてのフランスに於て、革命の前夜に全国三部会が旧来の方式にもとづいて招集されたという一事を以てしても明らかであろう。「国家」と「社会」との解離が、「絶対主義」のもとで漸次的に進行しつつ、しかもなお完成するにいたらなかったといわれる意味はここにある。「絶対主義」の国制的性格についての立入った検討は次章に譲り、ここでは差当り、われわれが身分制国家を「人的結合国家」と「制度的領域国家」の混合型と規定した点に即して、中世末期に始まるLandesverfassungの変動の歴史的意味内容を要約的に述べておこう。

〔九〕 Verwaltungsstaatとしての身分制国家

問題の中核は、中世のラントに於ては局地的なヘルシャフトに分有されていた守護権力（Schutzgewalt）が、モナルヒッシュな官僚行政――とりわけ地方行政――の拡充強化にともない、ランデスヘルの政府に逐次吸収され独占されてゆく過程である。そのさいランデスヘルは「狭義のKammergut」を実力的基盤とし、これを量的に増大しつつ、「広義のKammergut」を可及的全テリトリウムに拡大しようとつとめた。[148] 教会領および都市が再び「広義のKammergut」に実質的に編入され、[149] 他方ではラント貴族のグルントヘルシャフトが次第に単なる„Rentenherrschaft“へと退化してゆく過程にそれはよく示されている。そしてこの過程はまた、ランデスヘルの租税高権の貫徹と並行するところの、官職原理にもとづく地方行政の劃一的組織化、つまりいわゆるGerichts-und Amtsverfassung（フランスのbailliage制に対応する）の形成[150]をその背後にもつものであった。グルーベが指摘する如く、かかる地方行政の

組織化は、本来「さまざまな Herrschaften, Güter, Lehn, Hoheitsrechte の束」から構成されるのを通例としたテリトリウムが、「その構成部分の法的性格とは無関係に一個の統一体と見なされはじめ」たことの証左として、[151] ランデスヘル行政の合理化・制度化、つまり「制度的領域国家」の形成にとって基本的なファクターをなすものと考えられる。だが他面において、このような合理化がシュテンデの抬頭、なかんづくシュテンデの組織そのものがほかならぬこの Amt と緊密に結びついたことのゆえに、十分な一貫性を以て遂行されえず、「中世末（一五〇〇年前後）に見られる Amt 編成が、おどろくべき頑強さをもって、啓蒙的絶対主義の時代まで、それどころか多くの場合は旧帝国の終りにいたるまで自己を維持している」[152] 事実もまた、ひとしく注目されねばならない。いずれにせよ、しかし、かかるランデスヘルの地方行政機構が実質的に機能し、ランデスヘルシャフトが Souveränität としての性格を獲得しうるためには、それを現実に保障する物理的強制力の存在が必要である。そのかぎりでは、ラントシュテンデ勢力の衰退の一要因として指摘されるランデスヘル側の manipulation（例えば都市と貴族との利害対立を巧みに利用し、これらを相互にかみ合わせる如き政策）[153] とならんで、当然、中世末期以来の軍事力の再編成、つまり銃砲の導入にともなう „Burg" の防衛力の低下、戦術の変化や騎士的軍役の解消、といった一連の事実を無視することはできない。[154] 十六世紀に入って、フェーデの排除、ラントフリーデ政策の達成を見た段階では、ラントタークにおける商議は――宗教問題の如きいわば第二次的な事柄を別とすれば――何よりもまず一般的ラント租税の協賛にその焦点がしぼられてゆく。そして、ランデスヘルの負債引受けの交換条件として、シュテンデが独自の租税管理機構（ブランデンブルクの Kreditwerk、バイエルンの Landschaft、メックレンブルクやヴュルテムベルクの Landkasten の如き）をつくりあげ、[155] ラント財政の「二元主義」が尖鋭な形をそなえたことは事実であるにしても、かかる「完成された二元主義

は末期的な現象形態であって、すでに凝結硬化のしるしをおびて」いたのである。[156]

ランデスヘルの権力に対置される権利主体としての、狭い（あるいは新しい）意味でのラント＝ラントシャフトの形成は、「法共同体」としての中世的ラントの変容のはじまりを意味するものであるが、これは他面から見れば中世的所有権が解体しはじめる過程でもあったと考えられる。「守護権」が、つまり Verwaltung の権利がランデスヘルとその官僚機構に吸収されればされるほど、シュテンデのもとにおける Verwaltung と Eigentum の分離が進行する。何よりもまず行政法 Verwaltungsrecht としての「公法」が形成されてゆく対極に、「私法」の分野の成立への展望が開けてゆくのである。国家生活の制度化 (Institutionalisierung)、「制度的領域国家」の発展は、やがて「絶対主義」的な „Polizeistaat“ へと帰結するであろう。[157] しかしながら、ランデスヘル権力の verfassungsrechtlich な地位に目を向けるとき、そこには未だ「人的結合国家」を特徴づける「契約的性格」が維持されているのを見逃すわけにはいかない。アムト制度が十五世紀中葉までに完成したヴュルテムベルクにおいて、最初の統一的ラント立法たる太公エーベルハルトの Landesordnung がすでに一四九五年におこなわれているにもかかわらず、一五一四年には「依然として旧来の、究極に於ては私法的な観念に支配された」テュービンゲン協約[158]がランデスヘルとラントシャフトの間に成立し、これが実に十八世紀末葉にいたるまで、この身分制国家の「自由のマグナ・カルタ」としての役割を演じ得た事実は、すこぶる示唆的である。しかし、ここでランデスヘルの契約相手として現われるラントシャフトは、すでに原理上かれの「臣民」(Untertanen) と観念されていた。[159] ランデスヘルの特権的な臣民（ヴュルテムベルクの場合には Amtsstädte の上層市民）としてのラントシュテンデ――この観念の成立が、中世的な Landesverfassung の変容の随伴現象であったことを、われわれはとくに注意しなければならない。そして、ランデスヘルの側から見た

特権的臣民としてのラントシュテンデの形成は、これを身分そのものに即して考えるとき、ブルンナーのいわゆる Herrschaftsstände[160] から Sozialstände への転化を示す以外の何ものでもなかったのである。

註

(1) Fritz Hartung, Herrschaftsverträge., S. 64 f. なお、一九六五年五月五日北海道大学におけるシンポジウム（その議事録の大要は『北大史学』一〇号、六三頁以下参照）の席上 Herbert Helbig もこの困難性を指摘。これに対し Karl Bosl は、一応その点を認めながらも、なお且つ、今後の課題として一般的な発展の「基本線」を明らかにすることの必要を強調した。

(2) Vgl. Oskar Halecki, The limits and divisions of European History, 1950, S. 7 ff.

(3) Otto Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung, HZ 143.

(4) Ders, Typologie., S. 120 f.

(5) 第一章の註（1）に掲げた Cam=Marongiu=Stökl の共同報告、„Introduction“ 参照。

(6) 前註の共同報告（本論は三部よりなる）では、とくに第二部を „General and comparative discussions“ と題して、身分制議会史に関する理論的研究を展望している。

(7) マロンジウ自身、彼の主著のひとつたる『イタリアにおける議会』の第一部「発生的要因」の中で、イタリア以外のヨーロッパ諸国の身分制議会史をふまえつつ、すぐれた理論的、比較史的考察を行っている。Antonio Marongiu, Il Parlamento in Italia nel medio evo e nell'età moderna. Contributo alla storia delle istituzioni parlamentari dell'Europa occidentale, 1962, Parte Prima : Momento (e Processo) genetico.

(8) Relazioni., S. 29 f.

(9) 第一章の註(49)に掲げた Otto Brunner, Land und Herrschaft, 3. Aufl. 1943, 4. Aufl. 1959.（本稿での引用はすべて第四版による）

(10) Brunner, Land und Herrschaft, Kap. IV Haus und Herrschaft.

(11) Brunner, a. a. O., S. 234 ff.

(12) Brunner, a. a. O., S. 413 ff. ここには Below, Tezner, Rachfahl, Hintze などに代表される旧学説への鋭い方法論的批判も含まれている。

(13) とくに Das Problem einer europäischen Sozialgeschichte, HZ 177, 1954, S. 469 ff.（この論文はその後ブルンナーの論文集 Neue Wege der Sozialgeschichte, 1956. に収められた。本稿での引用はこれによる）および本稿第二章の註（50）に掲

げた Die Freiheitsrechte in der altständischen Gesellschaft が重要。なお Vom Gottesgnadentum zum monarchischen Prinzip. Der Weg der europäischen Monarchie seit dem hohen Mittelalter, in : Das Königtum (Vorträge und Forschungen. 3), 1956, S. 279 ff. にも身分制国家についての一般的考察が見られる(S .289 f.)。

(14) Heinrich Mitteis, Die Rechtsidee in der Geschichte, 1957, S. 473 ff.

(15) 椹川一朗『「中世国家論」における方法と発想の再検討』(「歴史学研究」二二六)

(16) Fernand Braudel, Sur une conception de l'Histoire sociale, in : Annales Economies-Sociétés-Civilisations, 14e Année. No. 2, 1959, S. 308 ff.

(17) 第四版への序文の中で彼は、本書の成果を図式的に他の諸領域に適用することを戒めつつも、「ここに獲得された成果がそれ自身の研究領域をこえて重要な意味をもちうるとの確信」を披瀝しているし(Land und Herrschaft, S. VII.)また彼の課題を「中世的世界についての、本質に即応した理論およびその内的構造の叙述」に求めているのである(Ibid., S. 118.)。

(18) 但しわれわれはブルンナーの Landesverfassung 概念を、あくまで „heuristisch" な概念としてうけとる以上、行論の過程では必ずしもこれによって全面的に拘束されるものではない。

(19) Brunner, Land und Herrschaft, S. 427.

(20) Ibid., S. 357 f.

(21) Ibid., S. 234. なお、別の箇所では次のようにもいう。ラントは „Anstalt" „Staat" ないし「ランデスヘルの権力＝行政機構」とも同一ではないし(ここでは明らかにベロウの中世国家観を念頭においている――筆者)、かといってまたラントシャフトないしラントシュテンデの „Korporation" とも同一ではない(ギールケへの批判――筆者)。そうではなくて、固有の、また完全な意味でのラントは、オットー・フォン・ギールケのいう意味での、一個の „Genossenschaft" であるが、それは法人格として存在するのではなく、ラント法を行使することに於て faktisch に存在する(もとより、かかるものとして事実上機能することをもはややめているようなラントも存在しえたことは認めねばならないが)。この意味でのラントは、法的に行為能力を有つゲノッセンシャフトの不完全な前段階ではない。またそれはゲノッセンシャフト一般ではなく、「土地を耕作しあるいは土地を支配する人々のゲノッセンシャフト」であり、かかるものとして、古ゲルマン以来の諸々の特性を維持する一個の「法＝平和共同体」である。Ibid., S. 236.

(22) Ibid., S. 231. ここに、「中世国家」についての「古典学説」に対するブルンナーの批判的な立場が、最も明瞭に示されてい

る。「古典学説」の大成者たるベロウは、ランデスホーハイトの起源をグラーフ権力に求めたのであるが（Vgl. Below, Der Ursprung der Landeshoheit, in : Territorium und Stadt, 2. Aufl., S. 1 ff.）、ブルンナーはこれを批判して次のようにいう。ランデスヘルとそのランデスホーハイトとがはじめてラントを構築するというテーゼを固執せんがためには、どうしても、souverän な国家権力と本質的に異ならぬランデスホーハイトの概念を想定せざるをえない。つまりラント内のあらゆる法（権利）はランデスヘルに由来し、窮極的には彼の統一的・オーブリヒカイト的な権力の中に基礎づけられているものと仮定せねばならない。ランデスホーハイトが「グラーフの権利」に起源をもつという説を固守するゆえんはここに存する。「フランク国王の権力を souverän な国家権力と理解し、彼の《臣民団体》を近代的な公民団体と理解するが故に、国王から導き出されたグラーフの権利のたすけをかりて、ランデスホーハイトへの橋わたしをすることが、またそのことによって近世の領邦権力への、そしてついにはドイツ個別諸国家の Souveränität への橋わたしをすることが首尾よく行われるのである。」Ibid., S. 234.

(23) Ibid., S. 231. したがって、「ラント法によって生活する、裁判共同体としてのラントロイテが現存しない場合には、統一的なラントは決して存在しない」のであり、ラントロイテこそラントの「中核」、ラントの担い手なのである。Ibid., S. 233.

(24) Ibid., S. 231. また別の箇所では、「法＝平和共同体」としてのラントの担い手はその政治的結合を形成するところのラントロイテであることを指摘した上で、かかる「ラントはひとりのランデスヘルを有つことはありうるが、有たねばならぬということはない」と述べている。Ibid., S. 234 f. もとより、ブルンナーも、ドイツの多くのラントが、ヘルの手に統合されたもろもろのラント法的区域の複合体から一個の新しいラントへと zusammenwachsen した事実を認め、スイスの諸々のカントンの如き例外的な場合においてのみ、諸々の小さな農民的ラントが、ヘルシャフト権力の消滅後にも、そのラント法的統一性を維持したが、これに反し、そのラントロイテがグルントヘルから成立っているところの、比較的大きなラントに於ては、ランデスヘルシャフトの欠落は、同時にラントの分裂をも意味した、という。Ibid., S. 233 f. それどころか「ランデスヘルのポリティークのみが諸々のラントを創造し、もしくは維持した」（傍点ブルンナー）とさえ述べているのである。Ibid., S. 233. この主張は、一見かれのラント概念と矛盾する如くであるが、ランデスヘルシャフトの成立について彼が、それは「当該ヘルが他のラント法的性質のヘルシャフトを自己の上にもたないことを前提とする」、したがって「王権がレーン法的ヘルシャフトへと後退」することが必要であったと述べていること

(Ibid., S. 231 f.) および「ラントは、事実上それが機能するためには、その裁判集会の指導者 (Leiter)、また戦争における統率者 (Führer) を必要とし」「われわれが考察している領域では、これらの任務は何処でもランデスヘルによって果された」と述べていること (Ibid., S. 235.) を考え合わせるならば、その真意を理解しうるように思う。つまり、ブルンナーは、ラントの統一性 (Einheit) は、本来的には、ヘル権力の中にではなく、ラント法の中にあることを——古典学説に対する批判において——強調したかったのであり、そのことは、十三世紀以降の時代におけるランデスヘルの領域形成的な役割と何ら本質的に相容れぬものではない、と考えられるのである。そしてまた以上の如きブルンナーの行論を通じて、われわれは彼のラント概念が一種のモデル概念であることを、あらためて確認しうるであろう。

(25) Ibid., S. 233. この場合、ラントに対する「ヘルシャフト」とは何か、については、今はさしあたり、彼がそれを „Gewere" と呼んでいること (Ibid., S. 232.)、および、ヘルシャフト一般について、彼がその「中核」を——近代国家の歴史的な「根基」という角度から——„Gebot und Verbot" „Zwing und Bann" に求めていること (Ibid., 113.) を指摘するにとどめる。

(26) Ibid., S. 231 f. かかる表現のもとに、ブルンナーはおそらく、十二世紀後半から十三世紀前半にかけての帝国国制の転換を考えているのである。

(27) Ibid., S. 423.

(28) Ibid., S. 423 f. この「基本的関係」を基礎づけるものとして、ブルンナーはラントロイテがランデスヘルの登位に際して行った誠実誓約 (Erbhuldigung) をあげている。ラントシュテンデがランデスヘルへの服従を誓うのと引換えに、ランデスヘルがシュテンデの諸特権や旧来の慣習の全体を確認するこの伝統的儀式は、オーストリアにおいては十九世紀まで存続したのであった。Ibid., S. 424. u. Anm. 2. 因に、ベロウも——ランデスヘルとラントとを「二つの権利主体」として把えつつ——「ランデスヘルとラントシュテンデとの間に存する契約関係」を説明する „Huldigung der Untertanen" を、「シュテンデの抵抗権」との連関において重視している。Below, Territorium und Stadt², S. 130 ff.

(29) Brunner, a. a. O., S. 235. しかし同じ箇所で彼は、ラント法を „grundbesitzende Leute" の法、広義における „ländliche Siedlungsgemeinshaft" の法とも定義している。

(30) Ibid., S. 111 ff.

(31) Ibid., S. 134. これと同じテーゼはカーライルにも見られる。A. J. Carlyle, Political liberty. A history of the conception in the middle ages and modern times, 1963, S. 12 ff. なお、ブルンナーはここでフリッツ・ケルンの有名な研究 (Fritz Kern,

Recht und Verfassung im Mittelalter, HZ 120, 1920, S. 1 ff., Buchform 1952. 以下の引用は単行本による）を援用してはいるが、宗教的に基礎づけられた中世の法観念をケルンが国家による制定法としての近代の法観念と余りにも機械的に対置している点はこれを批判し、ジャン・ボダンを例にとりつつ、国家主権概念の成立後にも中世的法観念は存続しえたことを指摘している。Ibid., S. 135 f.

(32) この点で、中世の「俗人」の法思想は、古典古代の法観念を一部継承しつつ、実定法と自然法とを区別する中世の教会的・神学的法思想と異る。Ibid., S. 137 f.

(33) Ibid., S. 138 ff.

(34) Ibid., S. 140 f. ケルンの表現によれば、中世においては「一羽の雛の形態における毎年の貢租に対する要求権といえども、近代国家の憲法における基本的人権と殆んど等しい、神聖不可侵性をもっている」(Kern, a. a. O., S. 83.) のであり、個人は自己のかかる権利を「何人に対しても、国家権力に対してすら擁護する権利があった、それどころかこのことを義務づけられていた。これが抵抗権の意味である。」Ibid., S. 87. 政府（具体的には Herrscher ないしその Räte）は権利の守護のために存在する以上、権利を侵すことによって自己本来の機能を失う。客観的な「法」を侵害した支配者は「それと同時に」彼自身の主観的な「権利」をそこなう。なぜなら「彼の主観的な権利は客観的な法秩序の不可分離なる構成部分としてこれに属している」からである。Ibid., S. 87. この意味において、中世の「抵抗権理論」は――ベロウの理論（前註28参照）とは異り――「契約」の概念を無条件に必要とはしなかった。ケルンによると、そこに働いているのは契約思想ではなく（中世末期の「支配契約」概念は、結局「適切な比喩」にとどまる）、ゲルマン的な「相互的 Treue」の概念である。「Treue を通じて国家権力は人民に義務づけられ、また逆に人民は国家権力に義務づけられる」のである。Ibid., S. 88 f.

(35) 因に、„Verfassung“ という概念をブルンナーは、カール・シュミット (C. Schmitt, Verfassungslehre, 1928, S. 3.) に依拠しつつ「政治的な統一性と秩序の全般的状態」と規定し (Brunner, a. a. O., S. 111)、ケルンは「国家権力の構成を規制する、また国家権力と人民との相互関係を規制するところの、国家の一般的な法秩序」と理解する (Kern, a. a. O., S. 66.)。その場合、ケルンの概念には、近代立憲主義のイメージが大きく反映しているといえよう。

(36) Brunner, a. a. O., S. 141 ff. 中世における „Souveränität“ 概念の欠如について、より詳細には Vgl. R. W. Caryle u. A. J. Carlyle, A History of Mediaeval Political Theory in the West, vol. 5. (1928), S. 457 ff. フリッツ・ケルンは、もしひとが中世には適わしからぬ Souveränität の概念を敢て用いよ

うと欲するならば、ただ「神が主権的であり、また君主と人民とを共に拘束する法も、それが神に違背しないかぎりで同様に主権的であるということが許されよう」と述べている(F. Kern, Gottesgnadentum und Widerstandsrecht im früheren Mittelalter, 2. Aufl., 1954, S. 11)。しかしブルンナーは、„souverän" という概念は「行為能力を有し、疑わしい場合に何が法にかなっているかを決定し、且つ自らのこのような法的確信を貫徹することができる（傍点筆者）」人もしくは人間団体にのみ用いうるとして、「法の主権性」なるケルンの概念をしりぞけている。Brunner, a. a. O., S. 142 f.

(37) Brunner, a. a. O., S. 141 ff. なおブルンナーは、別の場所で、中世ヨーロッパの独特な法観念を以て「本質的にはゲルマンの遺産である」としながら、それが「聖俗両権力間の不安定さ（Labilität）によって更にいっそう発展させられた」と述べている。Ders, Freiheitsrechte, S. 299 f.

(38) Kern, Recht und Verfassung, S. 68.

(39) Ibid., S. 74.

(40) Brunner, Land und Herrschaft, S. 163. 同じ場所で彼は、このような中世の政治的結合体（つまり Land——筆者）の内的構造（つまり Verfassung——筆者）の叙述に際しては、近代的国家の本質的な概念的徴標がそこでは欠如していることに注意しながらも、だからといってそれを「私的」と見なしたり「社会」と見なしたりすべきではない、と述べているのである。

(41) Ibid., S. 237. 高級裁判権の観念は „Bann (Blutbann)" と „Acht" との両者から成り立っていた。„Rechtsgang" に関してブルンナーは、その手続きにもラントの性格が明瞭に現われているという。例えば最高のラント法廷たる Landtaiding で貴族が自己の Kampfrecht を主張していること、またランデスヘルが自己の Hofgericht にすべての権利紛争を持ち込ませようと試み、それに成功した場合にすら、再びラント法的性格が貫徹していったということをあげている。

(42) Ibid., S. 238.

(43) Ibid., S. 238.

(44) 第二章の註（45）参照。

(45) Ibid., S. 242. ここで「グルントヘルシャフト」は極めて一般的な意味に理解されており、狭義の Grundherrschaft のほか、Leibherrschaft, Gerichtsherrschaft 等をも包含するのである。Ibid., S. 240, S. 242.

(46) このことは、広さ四〇〇平方キロメートルを出でぬ小規模なラント Berchtesgaden の場合のように、ランデスヘルシャフトが同時にラントロイテに対するグルントヘルシャフトであるときも変りはない。Vgl. Ibid., 226. 因にギールケは、ゲルマン的所有権の中に、近代の領域主権と私的所有権との両者、

つまり国王のもつ経済的用益権と領域支配権との両者を同時に見出そうとしたが、(Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd. 2, S. 141) 窮極において彼の出発点はゲロウと同一のものであったため、ゲロウによって容易に批判され得た。Vgl. Georg von Below, Der deutsche Staat des Mittelalters, Bd. 1, 2. Aufl., 1925, S. 57 ff.

(47) Brunner, a. a. O., S. 243. なお、ボダンの国家主権論の性格については、Vgl. A. J. Carlyle, a. a. O., S. 27 ff. フランスの政治思想史において、„seigneurie publique“ と „seigneurie privée“ とをはじめて区別したのは十七世紀初頭の法曹家 Charles Loyseau である。Vgl. Henri Sée, Les idées politiques en France au XVIIe siècle, 1923, S. 22 ff. しかしオーストリアでは、ブルンナーによると、十八世紀中葉、つまり「絶対主義」時代においても、F. J. Greneck の著述 Theatrum iurisdictionis (1752) はランデスフェルストからささやかな家父長にまで及ぶオーブリヒカイトのヒェラルヒーを叙述していた。Brunner, a. a.O., S. 243. つまりここでは「中世的な秩序と思考様式の近世における存続」(Ibid., S. 114.) が明瞭に看取されるのである。

(48) Below, Der deutsche Staat. S. 175 f.

(49) Heinrich Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, 2. Aufl., 1952. 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』、二八七頁。なお本章の註 (63) 参照。

(50) F. Keutgen, Der deutsche Staat des Mittelalters, 1918, Neudruck 1963, S. 135. コイトゲンによれば „dominus terrae“ は彼の „terra“ に対して „dominium“ ではなく „imperium“ をもっていたのである。

(51) Below, Territorium und Stadt, S. 68. 但し、ここでゲロウは、後者の意味におけるラントの語の用例を具体的にあげてはいない。

(52) F. Hartung, Staatsbildende Kräfte der Neuzeit, S. 74. 但しハルトウングのブルンナー批判は、ラントシュテンデ的国制（身分的代議制）の発展の基盤がブルンナーの意味でのラントでなかったことの実証（マルク・ブランデンブルク、バイエルンの場合）に支えられており、ヘルビックも同じ視角に立っているが (H. Helbig, Ständische Einungsversuche in den mitteldeutschen Territorien am Ausgang des Mittelaters, in : Album H. M. Cam. 1, 1961, S. 189.)、ヘルビックは、さらに一歩を進めて、Landstände=Landschaft についてのブルンナーのテーゼに留保をつけつつ、「なかんづく《Land》は、なお長期にわたって、確定した概念とはみなされていなかったことを確認しなければならない」(Ibid.) と述べているのである。なおヘルビックのこうした主張をうらづける実証的研究 Der Wettinische Ständestaat, 1955. における国制状態の綿密な分

析は、別の意味でもブルンナーのラント概念に対する重要な批判を含んでいるように思われるが、その問題の検討は他日に譲りたい。ただ本稿の論旨との関連で指摘さるべきは、ヘルビック自身みとめているように、一三八二年のディナスティッシュな領域分割は、それが旧来の歴史的 Länder とそのシュテンデを顧慮せずに行われたという、まさにそのことゆえに、シュテンデの激しい反発をよびおこしている事実である(Vgl. Helbig, Ständische Einungsversuche., S. 189. f.)。

(53) R. W. u. A. J. Carlyle, a. a. O., 5. S. 128 ff, 472 ff., 6. S. 89 ff., 206 ff.

(54) 君主の意志の表現ないし君主の命令ではなく、「共同体の生活の諸慣習」(the habits of life of the community) としての中世的法観念については、Vgl. A. J. Carlyle, a. a. O., S. 12 ff.

(55) Brunner, a. a. O., S. 245.

(56) Ibid., S. 252 f., S. 245.

(57) „gewalt ân recht" については、Vgl. Ibid., S. 96 f., S. 263 ff.

(58) Ibid., S. 252.

(59) Ibid., S. 253. したがって、かかる Landmann が近代法的ないみでの Privatperson でないことはいうまでもない。グルントヘルの権利には Leihegut (農民保有地) に対するゲヴォレンから発する一切の強制権の行使も含まれていた。ヘルシャフトの根本的なモメントたる「命令と強制」は、「守護」の楯の裏側だったともいえるであろう。

(60) 本稿第二章、六二頁。

(61) Vgl. Brunner, a. a. O., S. 251 f., S. 129 f.

(62) Ibid., S. 359 f. 軍役義務について、ブルンナーは、ラントの慣習によってそれが一ヵ月間の、自己負担による奉仕に限定されており、それ以上の軍役は、別種の従属関係(レーン法上の、あるいは Schirmvogtei, Stadtherrschaft による)によって根拠づけられた、という。因にブルンナーが、ラントにおけるレーン制の問題をいかに取扱うかについては後述。

(63) Ibid., S. 360. ドイツにおいてはじめて „dominus terrae" と自称した支配者はバーベンベルク家のオーストリア太公レオポルト五世で、彼は早くも一一九二年の証書でこの呼称を用いている (Ibid., S. 203.)。ここにブルンナーは、ラントに対する自己のヘルシャフトの意識的な宣言を見、十二世紀のドイツでは諸侯 (princeps terrae) の語は未だ官職保有者的性格のものと理解しうると述べている (S. 360. Anm. 3.)。

(64) Ibid., S. 361 f.

(65) Ibid., S. 258. „Vogtei" については、なお Vgl. Ibid., S. 303 ff. 中高ドイツ語の „pflegen" は „verantwortlich sein, einstehen für" の意味。そこからして派生語たる „Pflicht" も

理解される。Vgl. Friedrich Kluge, Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache, 19. Aufl., 1963, s. v. pflegen, Pflicht.

(66) „walten“ はもともと „herrschen“ の意味であり古代スラヴ語の vlasti ロシア語の volodyj などに対応語を見出す。Kluge, a. a. O., s. v. walten.

(67) Brunner, a. a. O., S. 363 ff. このいみで、ラントフリーデが――帝国におけると同様――ラントにおける「立法」行為の中心を形成したことは偶然ではない。

(68) Ibid., S. 366 f.

(69) かかる特別の Schutz が与えられたという事実の中に、ランデスヘルの権力が近代的意味での souverän な国家権力とは全く異質のものであることが明瞭に示されている。Vgl. Ibid., S. 238.

(70) Treuverhältnis の中における Rat の位置については、Vgl. Ibid., S. 270 f. なお、ラートの国制史的意義については Vgl. Hans Spangenberg, Vom Lehnstaat zum Ständestaat, 1912, S. 61 ff.

(71) より詳しく見れば、ランデスヘルの「特殊的な守護」のもとに立つ「教会」は、彼の Schirmvogtei（これはランデスホーハイトの成立における重要なファクターである）の下に立つ修道院と、彼の Patronat（これは „geistliche Lehnschaft“ とも表現される）の下に立つ下級の教会とに分かれる。Vgl. Brunner, a. a. O., S. 374 ff, S. 354 f. いずれにせよ「教会」に対するランデスヘルの守護権は、叙任権斗争を通じて旧来の Eigenkirchenrecht が圧迫された状況下に、これに代るものとして現われたと解せられるが、Schirmvogtei は修道院財産全体に対する real な守護を意味し、個々の修道士は persönlich にランデスヘルに従属しない（但し、インムニテートをもたず直接ランデスヘルの Kammergut に属する修道院の場合は別である）。これは自立的な Klosterherrschaft の存在を前提した上での、いわば間接的な形での直轄支配であったといえよう。そこには多くの場合「フォークトの解任権」ないし「フォークトの完全な排除への傾向」すら存した（Ibid., S. 375）。しかし他面、ランデスヘルのフォークトは、ラントの危急の場合に、„Rat und Hilfe“ つまり不定量の臨時給付を提供せしめる権利を主張したのであり、したがってここでも――一般にそうであるように――Vogtei の中から „Militär-und Steuerhoheit“ つまり「特殊的な守護」の下に立たないグループに対する Steuer- und Kriegsdienst の直接の要求権が成長して来たのである。このような事情は、ラントシュテンデの中で Prälaten が貴族に対し実質的に弱小な権利しか有たなかったことに反映している（Vgl., Ibid., S. 435 f.）。なお、ランデスヘルの Patronat のもとに立つ下級聖職者（Pfarrer）の法的地位が――時たま彼

らがイムニテート特権を個々に獲得することはあったにしても――一般に、上記の Prälaten より低かったことはいうまでもない。

(72) Bürgergemeinde に対する支配としての Stadtherrschaft については、Vgl. Ibid., S. 349 ff. ここでブルンナーは、十九世紀のブルジョアジー的見地よりする中世都市の「自由のための斗い」の過大評価をしりぞけつつも、すでにベロウによって論破された „hofrechtliche" Theorie などを弁護するつもりは更にないと述べている。

(73) 「正規の」租税は毎年賦課され、また軍役はラントの内部では無制限であったと思われる。Ibid., S. 377. ラントターク制度の成立と直接の関係をもつ不正規（臨時）の租税については、Vgl. Ibid., S. 435.

(74) Ibid., S. 351. 都市の独自な政治的活動の可能性は、その時々の都市領主権の現実的な強度ないし有効度に応じて、極めてさまざまであった。

なお、このさい注目すべきは、市民共同体の成員としての個々の市民は都市領主との関係に於てこそ「自由」であったとはいえ、反面、都市共同体との関係に於ては、農民が自己のグルントヘルに対して負う諸義務と同様の義務を負わせられていたという事実である (Ibid., S. 352 f.)。その意味で都市は、エミール・ルースの表現をかりるならば、seigneurie individuelle としての聖俗グルントシャフトとアナロジカルな seigneurie collective の主体であったといえよう。Vgl. Emile Lousse, L'organisation corporative du moyen âge à la fin du l'ancien régime (Etudes présentées à la commission internationale pour l'histoire des assemblées d'états, t. VII), 1943, S. 237. これら両種のヘルシャフトこそラントシュテンデの成立基盤であった。

(75) Ibid., S. 377. 後述の如く、法的には Landstände の範囲と Kammergut のそれとは相容れない。しかしここで問題になっているのは、すぐれてダイナミックな政治過程と理解すべきである。

(76) オーストリアの諸ラントでは、ただウィーンのみが一時的にかなり高度の政治的独立性を獲得しえたのであるが、それとてウィーンの市民共同体自身の政治的意志によるよりは、むしろランデスヘル権力の過渡的な弱体化に負うものであった。Ibid., S. 377.

なお、念のためにいうならば、都市領主権は決してランデスヘルのみによって行使されたのではなく、ラント内の聖俗のグルントヘルもしばしば都市を支配していたのであり、オーストリアの場合には、これらグルントヘルの支配から都市を解放し自己の直接支配下に置こうとするランデスヘルの試みは、フランス国王の場合と異り成功しなかった。Ibid., S. 377 f.

但し、このような Immediatstädte と Mediatstädte の区別は、ベロウによれば、東方諸領邦に特有のものである (Below, System und Bedeutung., S. 95.)。

(77) Ibid., S. 378.

(78) Ibid., S. 378 ff. オーストリアでは、このようなランデスヘルのグルントヘルシャフトは、その管理者たる Pflegen が Landgerichtsbarkeit をも行使したところから „Pflegegerichte“ と呼ばれた。そしてティロールやザルツブルクの如き西部のラントでは農民の大多数がこれに属し、狭義のグルントヘルシャフトとゲリヒツヘルシャフトとが分離した結果、ランデスヘルの行政に服する「自由な」農民身分が形成され、かれらは „Pflegegerichte“ の裁判共同体を足場としてしだいにゲノッセンシャフト的な自治を獲得し、ついにはラントタークにも代表されるにいたったのである。Ibid., S. 379 f.

(79) Ibid., S. 382 ff. オーストリア以外の地域では、都市のユダヤ人に対し、ランデスヘルの軍事高権も行使されたといわれる。

(80) Ibid., S. 367 f. しかし、ティロール、ザルツブルクの如き場合には、下級ラント裁判管区がランデスヘルの行政組織として実質的な機能を果したこと、前註 (78) で述べた通りである。

(81) Ibid., S. 368 ff. これに対し、ラント内の局地的権力者の手に握られたレガリエンは、たかだか財政的な意義しかもたなかった。

(82) Ibid., S. 370 f. ブルンナーによれば、ふつう「ランデスホーハイトの拡大」と呼ばれているものは、その大きな部分が、かかるランデスヘルのレーンホーハイトの拡大以外の何物でもなかったのである。

(83) Ibid., S. 371. この場合レーン政策の直接の意味は、もとより、ラント内に所領をもつ貴族の自主地 (Eigengut) をランデスヘルのレーンに転化せしめるにある。したがって、このレーン契約にともなう、貴族の城に対する Öffnungsrecht の獲得も当然この政策の効果に含まれた。

(84) Ibid., S. 372. この見解は、例えばシュパンゲンベルクによるレーン政策の大きな評価 (H. Spangenberg, a. a. O., S. 10 f.) と鋭く対立するように思われる。しかしシュパンゲンベルクも、根本において「古典学説」の視角に立ちながら、当初はランデスヘルによって自己の利益のために活用されたレーン法の原則が、まもなくラント貴族によって骨抜きにされてしまったこと、とりわけ「すべての公的権利の財産権的な理解」「すべての権利の物件化」がラント内に多小とも閉鎖的な家産制的ヘルシャフトを群生せしめたことを認めているのである (Ibid., S. 33 ff.)。

なお、ブルンナーによるランデスヘルのレーン政策の低い評

価は中世末期においてはレーン保有者（Herren, Ritter）が、何よりもまずラント法的な関係によってランデスヘルと結ばれるラントロイテであった、そしてかかるものとしてはレーン法的誠実関係にともなうランデスヘルの persönlich な「守護」を必要としなかったという認識の帰結でもある（Vgl. Brunner, a. a. O., S. 372）。

(85) ラントタークの制度についての、またラントタークの、領邦によってさまざまな身分的編成についての詳細は、G. v. Below, System und Bedeutung der landständischen Verfassung, in: Territorium und Stadt, 2. Aufl., 1923, S. 53 ff. を見よ。これに代りうるような綜合的叙述は、ヘルビックも指摘したとおり、現在までのところドイツの学界では行われていない（『北大史学』一〇号、六四頁、参照）。

ただ、しばしば注目されてきた「帝国」西部の諸領邦と東部のそれらとにおけるラントタークの類型的差異の問題（Vgl. O. Hintze, Typologie.; F. Hartung, Herrschaftsverträge., S. 65.）については、他日、別稿において私見をのべたいと思っている。

(86) Below, a. a. O., S. 123 f. もっとも、ベロウの場合には、ラント・シュテンデの役割に関する彼の理解に対応して、この城廓所有は、もっぱら貴族身分の「軍事的重要性」という視角から評価されている。

(87) Ibid., S. 88 f. 騎士の城廓は、テクニカルにはしばしば Rittersitz という言葉で表現された（S. 88Anm. 2.）。因にオーストリアでは、高級貴族に上昇したランデスヘルのミニステリアーレンは、下級貴族たる Ritter 身分の城廓所有権に久しく異論をとなえたが、注目すべきことに、そこでは Ritter 身分のラントタークへの参加は、容易に実現しなかったのである（S. 76, S. 88 Anm. 2）。なお Ibid., S. 90 f. 参照。

(88) 以上の諸点については、Vgl. Below, a. a. O., S. 74 ff., S. 80 ff., S. 92 ff.

(89) Brunner, Land und Herrschaft, S. 254 ff. なお Vgl. Ders, Die Freiheitsrechte., S. 299.

(90) 史料に現われる具体的事例については、Vgl. Brunner, Land und Herrschaft, S.254 Anm. 4.

(91) 「家」を有たず、個々の地片とそこに居住し地代を支払う農民（Grundholden）を有つに過ぎないものは、ラント法的な意味でのヘルではない。彼はヘルシャフトをもっているのではなく、単に „Gilten" をもっているにすぎないのである。Ibid., S. 255. もとより、ラントのみが Haus から成り立っているのではなく、都市も村も Haus によって構成されている。しかしこれらの Haus は „landesunmittelbar" ではなく、Stadtherr や Stadtgemeinde の、あるいは Grund-und Dorfherr のヘルシャフトの下に置かれていた。

(92) 司教選挙権のゆえに Domkapitel が専ら、あるいは優越的にラントタークを構成したような聖界ラントは、もちろんこの場合特殊な例外として扱われるべきであろう。聖界ラントにおける Prälaten の優越的地位については、Vgl. Below, a. a. O., S. 69 ff.

(93) Brunner, a. a. O., S. 238 f. Erbhuldigung にさいして現われるのは、この狭義のラントロイテたる貴族身分であり、この場合には聖職者や都市はランデスヘルの Kammergut に属するものと見なされた (Ibid., S. 239.)。

(94) ベロウが概括的にのべた如く、都市がラントタークに加えられるのは貴族 (Ritterschaft) よりも若干おそく、聖職者の参加は更にそれよりも遅いのが通例である (Below, a. a. O., S. 92.)。都市の参加によってはじめて騎士集会がラントシュテンデとしての性格をうけるというギールケの如き見解は、アイヌング説に特有のバイアスとして、ベロウや Luschin von Ebengreuth によって斥けられた (Ibid., S. 82.)。

(95) Brunner, a. a. O., S. 413 f.

(96) 一二三一年の帝国裁判所判決の中で „principes“ が、事前に „meliores et maiores terrae“ の同意をうることなしには „constitutiones vel nova iura“ をつくることができない、と定められたことは、従来ラントシュテンデ制の成立との関係でしばしば引合いに出された。例えば Hans Fehr, Deutsche Rechtsgeschichte, 5. Aufl., 1952, S. 76. は、この判決を以て「テリトリウムの貴族がラントシュテンデ的性格を獲得した」ものと解し、「ここに中世のテリトリアールシュタートの二元主義が生まれた」とのべている。しかしこのような解釈にはすでにシュペンゲンベルグが異論を唱えており (H. Spangenberg, a. a. O., S. 13 ff., S. 13 Anm. 2.)、ブルンナーも、ラントシュテンデの制度史的理解を斥ける立場から、これをラントシュテンデ的国制の「前史」としてとらえる見解を斥けている。Brunner, a. a. O., S. 430 f. ともあれ、十二世紀頃の帝国諸侯の Hoftage (Landdinge) に招集されたものが primates, proceres, optimates, magnates, barones、ときには principes と呼ばれていたことは (Spangenberg, a. a. O., S. 8.) 注目すべきであろう。

(97) ブルンナーが、ランデスヘルとランデスゲマインデとの関係には「共同の行動」(gemeinsames Handeln) と「相互の折衝」(Miteinanderverhandeln) との両様態がありえたとしながら、十三世紀から十四世紀初期にかけては Landtaiding における「協力」に重点がおかれていたと見ている (Brunner, a. a. O., S. 437.) のは、主としてこの意味からではないかと思われる。もとより「協力」といっても、それは不断の緊張をうちにはらむものであったと考えねばならないであろう。

(98) Spangenberg, a. a. O., Kap. III, Kap. IV, Kap. V ブルン

ナーもまた、十五世紀にラントタークという新たな形態の身分集会が確立するに先立って、「ランデスヘルとラントロイテとがそれぞれの権利領域にむしろ閉じこもって、ただ時たま協力したにすぎないような過渡期」が存在したことを指摘している(Brunner, a. a. O., S. 437.)。

(99) Vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 29 ff. なお、ミニステリアーレンの上昇について、一般的には、vgl. Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte, hrsg. von H. Rössler u. G. Franz, s. v. Ministerialität.

(100) Brunner, Freiheitsrechte., S. 296 f. これら一連の事実を全ヨーロッパ的現象として指摘するさい、ブルンナーが、「自由農民」の国制史的意義に関するテオドール・マイヤーの研究(Th. Mayer, Die Entstehung des „modernen" Staates im Mittelalter und die freien Bauern, Z. f. RG. 57, 1937, S. 210 ff.)に言及しながら、農民の定住や開墾による Kulturlandschaft の拡大と濃密化を、都市の成長との密接な連関のもとでとらえ、これを局地的権力としてのシュテンデの成立条件と見ていることに注目すべきである。

(101) 本稿第一章、註(13)参照。

(102) Landherren の本来的ラントロイテとしての性格、および Ritter, Prälaten, Städte のラントシュテンデへの成長について詳しくは、Vgl. Brunner, Land und Herrschaft, S. 404 ff.

(103) 本章の註(74)参照。

(104) 例えば、世俗領邦において、聖職者が、同じく広大な所領を擁しながら、あるラントではラントターク出席権をもち、他のラントではもたないという事実を如何に説明すべきか、について、ベロウは苦慮している(Below, a. a. O., S. 72.)。

(105) ブルンナー自身このことを認めている。Brunner, a. a. O. S. 412 f.

(106) Th. Mayer, Die Ausbildung der Grundlagen des modernen deutschen Staates im hohen Mittelalter, HZ 159, 1939, S. 463 ff.

(107) Brunner, Die Freiheitsrechte., S. 295.

(108) 筆者のこのような提言に対し、カール・ボーズルは、むしろ近世前期の、いわゆるアンシアン・レジームを念頭におきながら、そこでは「領主制的」(seigneurial)なモメント、そのかぎりで、„personell" な要素がのこっているにしても、決定的な要因は「官僚制」であることを力説し、マイヤーの上記二範疇をこの時期に適用することはふさわしくない、と主張した(『北大史学』一〇号、六七頁参照)。筆者はしかし、この主張に反論する必要を認めない。なぜなら、ボーズルはそもそもウェーバーの「理念型」の使用を拒否する(同上、七一頁、参照)からであり、また「身分制国家」の歴史的発展の中で官僚制的モメントが増大してゆくことは当然だからである。

(109) Brunner, Vom Gottesgnadentum zum monarchischen Prinzip, a. a. O., S. 289. 同じ箇所で彼は「国王の行政国家の形成と、これに対応する身分制国家の形成とは、増大する制度化(Institutionalisierung)を意味する」とも述べている。

(110) ドイツの領邦身分制議会の通例的呼称たるラントタークの語は、ようやく近世初頭において現われるのであり、中世では身分集会は dag, bikompst, bescheidonge, tag, gemeinertag, samung, landtaiding などと呼ばれていた。Below, a. a. O., S. 68 u. Anm. 2.

(111) „Rat und Hilfe“ の基本的重要性と一般的意味については、Vgl. Brunner, Land und Herrschaft, S. 269 ff.

(112) „Rat“ の原初的な、古ゲルマン的な意義は、その連関語である „Heirat“ の如きにも保存されており、また中世後期の法律用語においては、„Rat“ の反対語たる „Unrat“ はしばしば「紛争」や武力行使を意味した。なかんづく „Verrat“ が端的に誠実破棄を意味することは暗示的であろう。Vgl. Brunner, a. a. O., S. 269.

(113) 「租税」とふつう訳される „Steuer“ が「支援」を意味する中高ドイツ語 stiure に由来することは周知である。Wörterbuch zur Geschichte, hrsg. von Erich Bayer, 1960, s. v. Steuer. 但し、早期中世の „Steuer“ の実体については、国制史家の間ではげしい論議が交されてきたことも事実である。Vgl. Brunner, a. a. O., S. 273 ff.

(114) ブルンナーは、それを証明する典型的な史料として、一四一二年五月二十八日にシュタイエルマルクのランデスヘルHerzog Ernst が Kaspar der Saurer なる者に送った書状の中の „So solt du unser egenant lantvolk auf unser vorgenant schreiben und den offen brief umb rat und hilff anruffen“ という章句を引用し、同種の表現がラントタークの関係文書の中に繰返し現われてくることを多くの実例によって指摘している。Brunner, a. a. O., S. 431 f., S. 432 Anm. 1.

(115) Ibid., S. 429 f. 因に、「助言」と「判決」とは古来区別されていたにしても、両者のちがいは単に「法」が発見される仕方にかかわるのであって、内容的には同一であった。而してGericht と Rat とは、政治的ないし法的行為の原初的な組織形態でもあったところから、Kanzlei とならんで、近代官庁の歴史的起源をなすのである。Vgl. Ibid., S. 426 f.

(116) Luschin, Die Anfänge der Landstände, HZ 78, S. 427 ff.

(117) „consilium iuratum“ については、とくに Vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 60 ff.

(118) Ibid. しかし、このことは、シュペンゲンベルクも指摘する通り Räte が、現実においてシュテンデの利害を反映することがあったという事実を否定するものではない。むしろ「ラート」がもつ中間的性格こそがラントタークとこれとの差異をよ

く物語っている。「ラート」がランデスヘルの Beamtenkollegium としての性格と、ラントシュテンデの Regentschaftsrat としての性格とのいずれを強くもつかは、その時々の権力関係によって決定されたのであった。

(119) これらの点については、Vgl. Brunner, a. a.O., S. 428 f. なおフリッツ・ケルンは、一般論として、中世の君主の Konsenspflicht を敍述するさい、„meliores et maiores terrae" が君主の行政に関与する段階に (1) 暗黙の同意、(2) 助言による同意、(3) 裁判形式による判決の三つがあったことを指摘し、君主が国事の処理に際してこれら三つの可能性のうちどれをえらぶかは全く自由であったところに、中世の特色があるとしている。F. Kern, Recht und Verfassung im Mittelalter, S. 78 f. たしかに、彼もいうとおり、「君主」と「人民」とは、中世では „gemeinsam" に「法」の中でかかわり合っており、„gemeinsam" に「法」を保守していた以上、「反証があがらぬかぎり、君主より発するすべてのものは、それが人民の側から発したと同じ意味において法であった」のであり、また「それゆえにこそ君主が人民全体と、したがって法と合致していることをいかに保証するかについての規定は極めて漠然としており、未発達であった」というケルンの主張 (Ibid., S. 78.) は、根本的に正しいと思われる。

(120) とりわけ課税問題を重視したシュペンゲンベルクの如きは「はじめて一般的租税がラントタークで承認された時」を以て landständische Verfassung の出発時点 (少くも terminus post quem) と見ている。Spangenberg, a. a. O., S. 151. この解釈自体は問題であるにしても、一般に身分制議会における租税の役割の基本的重要性は、「身分制議会史のための国際委員会」でも力説されているとおりである (『北大史学』一〇号、六六頁、ボーズルの発言参照)。

(121) Brunner, Land und Herrschaft, S. 272.

(122) 《Quod omnis tangit, ab omnibus tractari et approbari debet》という有名な法諺は、かかる法慣習の定式化である。この法慣習についてのすぐれた一般的考察、およびこの問題に関する学説史の展望は、Vgl. A. Marongiu, a. a. O., S. 34 ff.

(123) „Treue" と „Vertrag" との関連については、vgl. Brunner, a. a. O., S. 262 ff.

(124) Ibid., S. 437.

(125) Ibid., S. 433. ラントロイテの義務は „consilium et auxilium" に存するのであって、何か一定の給付を提供すると義務ではない。したがって例えば貴族が、自分たちは軍役に従うがゆえに租税納入に同意することを欲しない、と宣言するような場合もありえた。しかし、そのことから直ちに貴族には Steuerpflicht がなかったと結論することは、Steuer も Hilfe の一形態にすぎない以上、誤りというべきである。Vgl. Ibid., S. 433 Anm. 1,

(126) Ibid., S. 273 ff.

(127) 但し、後述するヴェルテムベルクの如き特殊ケースは別である。なお、ドイツ以外で、都市がラントタークにおいて支配的地位を占めた顕著な事例としては、フランドル伯領の場合がある。Vgl. Jacques Dohndt, Ordres ou puissances?. L'exemple des États de Flandres, Annales. 5. Année, 1950, S. 289 ff. Below, a. a. O., S. 93.

(128) Brunner, a. a. O., S. 435 ff. Below, a. a. O., S. 69 ff., 92 ff.

(129) „Indigenatsrecht“ および „Beschwerden“ に関しては、vgl. Below, a. a. O., S. 140 f., 145.

(130) Vgl. Below, a. a. O., S. 60 f., 138 ff. W. Näf, Frühformen, S. 233 ff. ネフのいう「支配契約」も、このような状況との連関で理解することが出来よう。しかし本稿第一章で指摘した如く（註39）、ネフが――この点ではベロウと同様――身分制国家の「二元主義」を „staatsrechtlich“ に理解している点は批判されねばならない。重要なのは、ネフ自身みとめているとおり、君主の権利には何らか「契約外的」なファクターが含まれていたこと、より正確にいえば、シュテンデの表現する „staatsrechtlich“ な権利が、ラント法上のかれらの義務を前提とする、いわば第二次的なものであったということである。そのかぎりで、「支配契約」の意義に関するハルトウングのネフ批判は当っていよう。

(131) Vgl. Brunner, a a. O., S. 434. ホーエンツォレルン家のフリードリヒ一世が一四一四年三月二〇日に布告したラントフリーデ法の如きは、ランデスヘルのイニシアティヴによるフェーデ抑止政策の顕著な実例として注目せられるが、ディナスティーによるラント分割のはなはだしいバイエルンに於てすら、十五世紀にはフェーデ権の行使が決定的に退潮を示していたといわれる。Vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 126.

(132) 「公共性の理念」の成立という角度から、中世後期におけるラントフリーデ運動の歴史的性格を明かにしようとした堀米庸三氏の研究（『中世後期における国家権力の形成』、「史学雑誌」六二―二）、およびゲルンフーバーの業績に依拠しつつ堀米氏の見解に修正を加えた石川武『ドイツ中世の平和運動における《公共性の理念》（「歴史学研究」一七二、一七三）は、「帝国」のレベルで問題を扱っているにせよ、今後の研究に貴重な指針を与えるものである。とりわけ石川氏が、「《公権力》がその支配権強化の過程に際して、物理的強制力の適法的独占とは本来内在的関係をもたぬ身分制的観点を暴露した」と見、「支配の理念の身分制的実現」という視角から、ミッタイスを批判しつつ、ラントフリーデ運動の中に「近代国家の初期形態」（ネフ）としての「身分制国家」への展望を求めたことは示唆的であろう。

(133) カール・ボーズルも、十三世紀以降の、ラントの次元における平和運動、なかんづく契約的性格をもつ Landfriedenseinungen は、おそらく „Landständische Verfassung“ の形成に決定的な役割を演じた、と考えている（『北大史学』一〇号、六七頁、参照）。

(134) 第一章、註（8）参照。

(135) Brunner, Vom Gottesgnadentum zum monarchischen Prinzip, S. 280.

(136) 「ローマ法の導入」に関しては、vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 118 ff., Below, a. a. O., S. 149.

(137) Below, a. a. O., S. 113 ff., Brunner, Land und Herrschaft, S. 433 f.

(138) テツナー、ラハファール、ヒンツェなどが、この問題について提出した見解については、差当り、vgl. Brunner, a. a. O., S. 414 ff. こうした従来の論議が、多かれ少なかれ「立憲君主主義」的な歴史観によって規定されていたことを忘れてはならない。

(139) Helbig, Ständische Einungsversuche., S. 189.

(140) Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte, 5. Aufl., S. 93. 「ラント」＝「ラントシャフト」が、この段階においても、単なる領域（Territorium, Fläche）ではなく、「人的結合体」としての Community であることに注目しなければならない。

(141) Brunner, a. a. O., S. 438. ここで彼は、「ザクセンシュピーゲル」の中で「ラントの同意」が語られる際、すでにそのラントは「ラントシャフト」の意味でのそれであったことを指摘している。

(142) Vgl. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, 1, S. 534 ff.

(143) ジャン・ボダンが国家主権を規定して „summa in cives ac subditos legibusque soluta potestas“ となし、これを拘束するものはただ „ius“ (lex divina, lex naturae, lex omnium gentium communis) のみであると述べたのは、この意味に於てであった。Vgl. Brunner, a. a.O., S. 358 f. なお、有名なローマ法諺 „princeps legibus solutus“ の解釈については、Vgl., Ibid., S. 388 ff., A. J. Carlyle, a. a. O., S. 25 ff.

(144) Brunner, a. a. O., S. 391.

(145) Spangenberg, a. a. O., S. 57. このときの協約の相手方たるシュテンデが少数の高級貴族のみに限られていなかったことは、Ungelt の賦課に関する一三五九年三月二十一日の布告の中の》mit allen geistlichen und weltlichen Fürsten, Prälaten und Pfarrern, Landherren, Rittern und Knechten und mit allen andern unsern Getreuen gemeinlich in unserm Lande zu Österreich《という表現からも察知することができる。

(146) Carl Schmitt, Soziologie des Souveränitätsbegriffes und

politische Theologie, Erinnerungsausgabe für Max Weber, II, 1923, S. 3 ff.

(147) Vgl. Werner Näf, Der Durchbruch des Verfassungsgedankens im 18. Jahrhundert, Schweizer Beiträge zur allgemeinen Geschichte, Bd. 11, 1953, S. 108 ff.

(148) 一四四二年、ブランデンブルク選挙侯フリードリヒ二世による Berlin–Köln の自由剝奪は、都市の直轄領化を示す有名な事例である (Spangenberg, a. a. O., S. 127.)。ランデスクルの教会守護権 (Kirchenvogtei) がランデスクルシャフトの発展における重要なファクターであることについては、vgl. G. v. Below, Die Anfänge des modernen Staats mit besonderem Blick auf die deutschen Territorien. Territorium und Stadt, 2. Aufl., S. 172. なお、十六世紀におけるランデスクルの領域行政の強化拡充については、vgl. Ders., Die Neuorganisation der Verwaltung in den deutschen Territorien des 16. Jahrhunderts. a. a. O., S. 194 ff.

(149) この過程はつとに社会経済史研究の領野で常識化されているところであるから、改めて問題にはしない。ただその際、これもよく知られているとおりオストエルベのグーツクルシャフトに見られる如き、いわゆる「再版農奴制」が中世末以来形成された場合は特殊例である。そして、かかる逆行現象は、筆者の見通しによれば Kolonialland における村落共同体 (Gerichtsgemeinde としての) の発展の弱さとの対応関係において理解さるべきものであろう。なお次註参照。

(150) この問題をランドシュテンデの成立との関係で綜合的に扱った研究として H. Spangenberg, Landesherrliche Verwaltung, Feudalismus und Ständetum in den deutschen Territorien des 13. bis 15. Jahrhunderts, HZ 103, 1909, S. 473 ff. がある。軍事的・財政的・行政的・司法的な管区としての性格を兼ね具えるこの Amt が、シュペンゲンベルクも指摘することく、ある場合には „Vogtei“ と呼ばれ、シュレジエンの如きでは „Kastellanei“ とさえ呼ばれており、且つその中核にランデスクルの Burg (時には都市) をもっていた事実に注目すべきである。Vgl. Ibid., S. 481.

なお、近時の研究においてワルター・グルーベが述べるところによれば、Amt の別称としては、これらのほかに „Pflege“ „Obervogteiamt“ „Gericht“ „Stabsamt“ などがあり、これに応じてランデスクルの地方行政官の呼称にも Pfleger, Vogt, Landrichter, Amtmann などがあった。Walter Grube, Vogteien, Ämter, Landkreise in der Geschichte Südwestdeutschlands, 2. Aufl., 1960, S. 14. さらにまた別の例としては、ライン下流域の伯領 (のち大公領) Kleve では十一の地方行政管区がいずれも „Drostei“ (その長官が Drost で、この名称はランデスクルの家産官僚 Truchseß の変形である) と呼ばれている。Conrad

Bornhak, Geschichte des preußischen Verwaltungsrechts, 1, 1884, S. 284.

ところで、これら旧帝国領の Amt は、オストエルベのプロイセン領諸ラントに発展したゲーンゲル的地方自治団体（都市を含まない）としての „Kreis“ とは質的に異るものであり、後者はむしろポーランド、ベーメン、ハンガリーなどにその対応物を見出す。Vgl. Heinrich Heffter, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert, 1950, S. 18 f.

(151) Grube, a. a. O.,S. 10.

(152) Ibid., S. 11. 因に、Amtsverfassung が模範的に形成されたヴェルテムベルクでは、十五世紀中葉に成立するラントタークに、Ritterschaft および Prälaten（ランデスヘルの Vogtei の下に立つ修道院の代表者）とならんで現われ、やがて十六世紀初頭、Ritterschaft が帝国直属性を獲得しラントから離脱してのちは、事実上それのみがラントシュテンデを構成したところの „Landschaft“ は、まさしく各 Amt の代表（具体的には Amtsstadt の上層市民たる Ehrbarkeit）にほかならなかったのである。この意味でヴェルテムベルクの Amt はクレーヴェ＝マルクの Drostei, Amt と並んで、ランデスヘルの地方行政管区が市民ないし農民の地方自治団体 (Community, Kommunalverband) としての性格を獲得し、しかもそれがラントシュテンデ制の現実的基盤を形成した有名な事例である。Vgl. Karl Weller, Württembergische Geschichte, 5. Aufl., 1963, S. 88 ff., Walter Grube, Dorfgemeinde und Amtsversammlung in Altwürttemberg, ZWLG XIII, 1954,S. 194, ff., Ders., Der Stuttgarter Landtag 1457–1957. Von den Landständen zum demokratischen Parlament, 1957, S. 11 ff., Württembergische Landtagsakten, hrsg. von der Württembergischen Kommission für Landesgeschichte, I, Reihe, Bd. 1,1913, Einleitung : Die Anfänge der landständischen Entwicklung in der Grafschaft Württemberg (von Wilhelm Ohr), S. XVI ff., Carsten, a. a. O., S. 1 ff., 258 ff., Ders., The origins of Prussia, 1954, S. 229 ff., Bornhak, a. a. O., S. 287 ff., Max Lehman, Freiherr vom Stein, in 1 B., 1928, S. 100 ff.

(153) F. L. Carsten, Die Ursachen des Niedergangs der deutschen Landstände, HZ 192, 1961, S. 273 ff.

(154) Spangenberg, Vom Lehnstaat zum Ständestaat, S. 117 f.

(155) Below, System und Bedeutung., S. 132 f.

(156) Hartung, Herrschaftsverträge., S. 76.

(157) この問題はすでに次章で扱われる対象に属するが、近世前期にフランスやドイツで成立する、「公共の福祉」理念に導かれる官僚的な「規制」、gute Verwaltung の意味における „Polizei“ „police“ の観念については、差当り、vgl. Kurt Wolzendorff, Der Polizeigedanke des modernen Staats, 1918, S. 4 ff.,

Wilhelm Ebel, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, 1958, S. 59 ff. 上にのべた「アムト」の長官たる Amtsmann (Vogt) は、財政・司法の機能を別とすれば、すべて „Polizeibeamter“ としての性格を示すのである。Vgl. Bornhak, a. a. O., S. 284.

(158) Weller, a. a. O., S. 86, 92. なお、この協約の歴史的意義については、拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」参照。

(159) „……unserm lieben hern freund und gnedigen hern ains und den erwürdigen und ersamen prelaten und gemainer landschaft siner lieb und gnaden fürstenthumbs verwanten und unterthanen anderstails……“ (Quellen zur neueren Geschichte, hrsg. von Historischen Seminar der Universität Bern, Heft, 17, 1951, S. 71.)

(160) Brunner, Die Freiheitsrechte., S. 296.